

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成23年第8回沖縄県議会（11月定例会）

平成23年12月12日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成23年12月12日 月曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後6時0分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第45号議案 指定管理者の指定について
- 2 乙第46号議案 指定管理者の指定について
- 3 請願第5号、陳情平成20年第57号、同第64号、同第125号、同第137号、同第142号、同第189号、同第192号、同第199号、陳情平成21年第57号、同第65号、同第88号の2、同第94号、同第95号、同第110号の2、同第112号、同第117号、同第122号の3、同第132号、同第133号、同第142号、同第160号、同第178号、同第196号、同第204号、同第205号、同第210号、陳情平成22年第23号、同第24号、同第27号、同第49号、同第61号の2、同第78号、同第106号、同第121号、同第122号、同第139号、同第164号、同第174号から同第176号まで、同第199号、陳情第6号の2、第43号、第44号、第47号、第55号、第66号、第71号、第86号、第88号、第89号、第96号、第100号、第103号、第111号、第112号、第115号の3、第117号、第119号、第137号、第148号、第149号、第175号及び第179号

出席委員

委員 長 赤 嶺 昇 君

副委員長	西 銘 純 恵	さん
委員	桑 江 朝千夫	君
委員	佐喜真 淳	君
委員	仲 田 弘 毅	君
委員	翁 長 政 俊	君
委員	仲 村 未 央	さん
委員	渡嘉敷 喜代子	さん
委員	上 原 章	君
委員	奥 平 一 夫	君
委員	比 嘉 京 子	さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教 育 長	大 城 浩 君
総務課教育企画監	嘉 数 卓 君
財 務 課 長	安慶名 均 君
施 設 課 長	石 垣 安 重 君
県立学校教育課長	平 良 勉 君
県立学校教育課特別支援教育監	真 謝 孝 君
義 務 教 育 課 長	狩 俣 智 君
保 健 体 育 課 長	具志堅 侃 君
生涯学習振興課長	親 川 實 君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第45号議案及び乙第46号議案の2件、請願1件及び陳情64件を一括して議

題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めています。

まず初めに、乙第45号議案指定管理者の指定について及び乙第46号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

なお、ただいまの議案2件については、内容が関連することから説明及び質疑は一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案2件について、教育長の説明を求めます。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 それでは教育委員会所管の議案について、御説明申し上げます。

まず、平成23年第8回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の95ページをお開きください。

乙第45号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立宮古青少年の家の指定管理者として、特定非営利活動法人ばんずを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、96ページをお開きください。

乙第46号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立石垣青少年の家の指定管理者として、特定非営利活動法人八重山星の会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が概要説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第45号議案及び乙第46号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 宮古及び石垣の青少年の家の両方を指定管理にするということですが、直営から指定管理にする理由についてお尋ねします。

○大城浩教育長 実はこの件につきましては公の施設に関するあり方の基本方針が平成17年6月に知事策定で、当該施設が直営すべき特別の理由が存在しないときには地方自治法に基づく指定管理者制度を導入することが基本方針で定められました。そこで県教育委員会においては、これまで6つの青少年の教育施設がございますが、平成22年度から順次、今日まで指定管理者制度を導入してきたわけです。今回該当する宮古及び石垣の青少年の家につきましても基本方針にのっとりましてこれまで取り組んでまいりました。

○西銘純恵委員 特別な理由が存在しないときにはということですが、教育長が考える特別の理由とは何でしょうか。ないから指定管理者制度に移行できると判断した理由になるわけです。

○大城浩教育長 これにつきましても基本方針の中で述べられておりまして、1点目は多様化する住民のニーズにより効果的に高率的に対応するため民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の削減を図ろうということです。

○西銘純恵委員 経費の削減というのは、2年間にわたって他の4つの施設を指定管理に任せていく中で、経費が相当削減されたことは見えています。しかし住民サービスの向上は一教育施設ということには変わらないわけですよ。ですから単なる住民サービスではなくて教育の観点で、社会教育施設として教育的にどうするのかということがありますが、そこについては民間に任せたいほうがいいという理由をどのように検討されましたか。

○親川實生涯学習振興課長 指定管理制度に関する基本方針の中で民間ノウハウを広く利活用することが大きな骨子になっています。県内でも社会教育施設の6施設については、今4施設については既に指定管理しています。我々が所期目的としておりましたものの一つである民間ノウハウの利活用について、今までのところ我々が期待する以上の効果をおさめていると理解しております。

○西銘純恵委員 4施設で期待する以上の効果があったということであれば、公でその効果を生かしてやっていくということを検討はしないのですか。やっていることを公が学んで直営でやっていくことができると思いますが、それはしないのですか。

○親川實生涯学習振興課長 大きな流れとしまして、やはり国、県を含めて公

的財政逼迫という背景のもと民間のノウハウを利活用ということとして、財政効果、ノウハウ効果といいたいでしょうか、両方とも効果的にいっている状況からして、今のところ直営ということについては、まだ難しいと考えております。

○西銘純恵委員 経費削減ということが私は大きなネックになっていると思います。今年度予算と指定管理料の比較、どのようになるのか、管理運営費、人件費、できるならば詳細にお答えいただきたいと思います。

○親川實生涯学習振興課長 平成23年度の、県が管理しております一直営時の宮古及び石垣青少年の家の予算でございますが、宮古青少年の家は管理運営費、人件費込みで6786万4000円となっております。これが指定管理に移行する平成24年度以降の内容としましては、トータルで3538万1000円と予定しております。

○西銘純恵委員 合計でおっしゃっていましたが3200万円の差があり、半分になるということなのですが、いかにもそれだけの経費を落とすことが目的かなと思いますけども。管理運営費が幾らから幾らになりますか。人件費は人数一職員体制と明細についてお尋ねします。

○親川實生涯学習振興課長 先ほど宮古青少年の家を例示して説明いたしました。明細については管理運営費が平成23年度が1151万2000円となっております。これが指定管理になりますと10%の削減ということで1036万円となっております。人件費については平成23年度は6名の人件費で5635万2000円となっております。これが指定管理に移行する平成23年度以降は、人件費は2536万7000円となっております。想定しています指定管理下での人件費の人数については6名を前提としております。したがって、管理運営と人件費込みで平成23年度6786万4000円、指定管理以降の予算が3538万1000円となっております。

○西銘純恵委員 特定非営利活動法人ばんずー指定管理を受ける団体が出した人数一職員体制、積算では6名分だと今おっしゃいましたが、向こうからは何名体制でくるという内容ですか、また職種についてもお尋ねいたします。

○親川實生涯学習振興課長 特定非営利活動法人ばんずーについて申し上げますと、指定管理者の候補者から企画書が出ておまして、8名となっております。その内訳は専門職員が4名、管理統括監が1名、その他事務員、用務員、看護師を含めて8名となっております。

○西銘純恵委員 先ほど人件費相当分が6名分で2536万円と、それが8名ということになると1人当たりどれだけになりますか。それと専門職員が4名と言われましたが、ほかに専門的に配置をされる方がいると思いますが、どういった方がいるのかみんなお答えいただけませんか。

○親川實生涯学習振興課長 8名の内訳を御説明いたします。まず管理統括監一所長1名、事務系職員1名、専門職員4名、用務員1名、看護師1名の以上8名となっております。

○西銘純恵委員 少なくとも専門職員は社会教育主事を指していると思うのです。それと看護師という資格者ですよね、これは予算上は6名分と、それも1人当たり380万円から350万円くらいということで積算していますが、これが8名分の専門職となったらこの2500万円を8名で単純に割って、1人当たり幾らになるのでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 専門職員は4名です。それ以外に事務系職員、用務員、看護師、管理統括監ということで、あくまでも専門職員は4名ということで御理解ください。また8名を単純に年収に割り戻しますと317万875円になります。

○西銘純恵委員 看護師は資格者で体制配置するからには、それなりに重視してやっていると思うのです、それで応募されてきているということですから。これを専門職と見なさないのはどうかと思いますが、専門職ではないのですか。

○親川實生涯学習振興課長 青少年教育施設で通常専門職といいますのは、社会教育主事や学校現場で青少年の育成に携わってきた方、ある程度の相当の知見を前提としたものです。看護師については我々のほうで特にとということではなく、先方の特定非営利活動法人ばんずのほうで看護師を1人配置したいということでございます。基本的には人員の配置計画については我々が要求する基本的ベースを踏まえれば、先方の創意工夫を生かせることになっております。

○西銘純恵委員 住民サービスを向上させると、だけどそれには人的配置が大事だということで特定非営利活動法人ばんずは職員を8名体制にして応募してきたということがよく見えます。しかし、結局この間指定管理をやるときに経

費削減といったら、維持管理費では10%削減ということで皆さん出していますが、直営でやっていたときに比べて指定管理料が半分に減らされる、これは明らかに人件費を押さえ込むという目的以外に見えないのですよ。これについても総務省から人件費を削って非正規職員をふやしていることが問題ではないかと指摘されて、そういったことがないようにということがあったと思いますが、それについてはどのように検討されたのか。この8名のうち正規職員として働くのは何名でしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 雇用形態といたしましては、非正規雇用になると思います。

○西銘純恵委員 全員ですか。

○親川實生涯学習振興課長 そうです。

○西銘純恵委員 雇用形態が問題にされていて、この間も県内の指定管理の8割が非正規職員になっているということが指摘されている中で、100%非正規ということについて、やはり8名体制で2536万円ということが正規職員で積算された人件費にならないことは明らかなのです。非正規職員をまだ広げていくといいますか、それを是正をする立場に立てないところに問題があると思いますが、いかがでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 非正規という雇用形態ですが、1年間を基本として本人の希望により3年間まではできるという雇用形態です。

○西銘純恵委員 ですから1年間が基本ということで、指定管理が3カ年という期間も、1年で雇いどめとか、3年間といっても青少年の家の継続的な質の向上ということからすると、やはり職員がスキルアップをして、さらにいい施設の運営とか教育的にやっていくというのは蓄積があつてだと思います。皆さんは本当に、県の職員でいらっしゃるのは、業務を3カ年以上やって力がつく蓄積されるということを皆さん自身が知っていることだと思いますが、それを1年間で雇いどめとか交代をさせることが、青少年の家の所期の目的に照らし合わせて本当にいいという判断になるのかということなのです。100%非正規職員という考え方が、社会教育施設としての施設運営を考えて問題があるのではありませんか。どうですか。

○親川實生涯学習振興課長 たしか県の管理している37カ所だと記憶しておりますが、そのほとんどが似たような雇用形態だと理解しております。この件については3年目を迎えていないということで、月1回の指定管理者との協議がございますが、その中でさまざまな課題をくみ上げ意見交換をする場がございますので、とりあえずは3年間研究を重ねてみようと考えております。

○西銘純恵委員 官製ワーキングプアを生み出しているということを是正するどころか、今度は100%非正規職員にしていくということが私は、そもそも見えているものをそのまま指定管理にもっていくことは大問題だと思っております。やってみて考えましょうということにはならないと思います。ですから沖縄経済も非正規職員がどんどんふえていくから経済も回らないし、冷え込んでいくわけです。そういった観点もあわせてしっかりと直営でやっていくと。指定管理にするにしても教育を目的で受ける側があっても、きちんと8名の人数であれば正規雇用で継続されるような積算をするべきです。そうしたらおのずから直営でなければできないということになると思います。そこは抜本的に考え方を改めるべきだと思いますが、教育長はどのように考えますか。

○大城浩教育長 この公の施設のあり方に関する基本方針が平成17年に県知事の方針で示されまして、その方針を受けながら我々はこの度一平成22年度から6つの教育施設につきまして対応してまいりました。少なくとも民間のノウハウ等々を提供していく中で、さまざまなアイデアが出てきて、実は利用率も向上しております。そういったメリットもあります。今、御指摘の点につきましては、3年を経過していく中でさまざまな御意見を拝聴しながら改善できるところは改善していきたいと考えております。

○西銘純恵委員 利用率の向上は別問題です。それはどれだけ公が努力するかということになるわけであって、その辺と比較すること自体が私は教育庁のいろいろなところの努力が足りないということを行っているのではないかと問いたいのですよ。石垣青少年の家についても管理運営費と人件費、人数について、委託料が現予算とどのように変わるのか説明をお願いします。

○親川實生涯学習振興課長 石垣青少年の家の指定管理についてですが、平成23年度県直営時の管理運営予算が6053万9000円、平成24年度以降の指定管理下での予算が3385万1000円です。縮減幅が2668万8000円で、縮減率が約50%にな

っている次第です。人員についてですが、直當時が6名で、指定管理以降も6名を前提として積算をしております。

○西銘純恵委員 管理運営費は10%削減、人件費は6名相当を出している。これは幾らですか。指定管理を受けるところは実際に何名で受けるのですか。

○親川實生涯学習振興課長 指定管理以降の人件費については6名を前提として、共済費を含めて2536万7000円となっております。また企画書からは9名となっております。

○西銘純恵委員 宮古青少年の家は言い忘れたのですが、そうしますと1人は所長級でやっていて、残りの5名を1人当たり349万円と出しているということであれば、実際は9名のうちの残り8名については349万9000円をかけて、人件費というのは上乗せして指定管理料を定めるべきではありませんか。

○親川實生涯学習振興課長 予算の枠は1つの想定のもとにつくります。ただし実際に執行するときにおいては、指定管理者がおのずと創意工夫を生かせる方向で、いかような組み合わせで予算を執行するか、それについてまで我々一県で細かく指導をするということはありません。

○西銘純恵委員 皆さんが積算をした人件費1人分一年収の積算と、指定管理者が積算したものの差額はどれだけですか。

○親川實生涯学習振興課長 指定管理の人件費でございますが、所長相当格が389万2000円としております。その他5名については349万9000円となっております。それに共済費が加えられましてトータルで2536万7000円になっています。具体的に指定管理者側が企画書を出しているものですが、先方から提出されている収支計画書によりますと人件費は2072万8000円になっています。差額が456万9000円となっています。

○西銘純恵委員 私は、1人当たりの年収がどのようになっているのかお尋ねしているのですが。

○親川實生涯学習振興課長 1人当たり230万3000円となっております。

○西銘純恵委員 1人当たり349万円だった県の積算が230万円と110万円の差が出ているわけです。そういう意味では指定管理を受けるという民間が、県が出している条件に、どのように指定管理を受けるときの条件に乗っかっていくという以外は、指定管理を受けることができないという縛りの中で、このように実際は人件費が相当に落とされていくという仕組みがつくられているということが指定管理制度ではないですか。それからもう一つ指摘したいのは維持管理ですが、両方の施設そのものは築何年たっていますか。維持管理費は本当は毎年かさむのに10%削減という理由は何でしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 宮古青少年の家の場合は建築が昭和55年となっています。したがって経過31年です。石垣青少年の家は昭和53年建築で、築33年を経しております。

○西銘純恵委員 10%維持管理費を削減すると、実際はいろいろな補修そのものが、指定管理者のほうで相当な費用がかさむことが想定されませんか。どうして削減するのですか、10%。

○親川實生涯学習振興課長 やはり指定管理に移行するという大きな前提としたしましては、財政的な節減と民間ノウハウを利活用するということですので、その影響かと思えます。

○西銘純恵委員 結局はこの施設を使っている県民が、補修をきちんとできなければ一剥離とかいろいろありますから、危険も伴ってくるということも想定して、そのような答弁が出てくるのかと思います。これだけ老朽化している施設については、本当に維持管理については、もっと厚くなっていくことが一県の直営の施設はそうではないのですか、10%削減していくんですか。築10年とかだったらわかりますよ、もう築31年、33年という施設そのものは皆老朽化していますよね。

○親川實生涯学習振興課長 指定管理料の中には当然維持補修費等についても考慮しています。大きな補修—1件50万円以上については県が直営で予算を配付いたしまして執行するという体制で臨んでいますので、月1回の指定管理者との協議の中で課題を収集、整理をして優先度の高いものから実際は補修を重ねているということです。厳しい予算の範囲内でいろいろ創意工夫をしながらやっているということですのでございます。指定管理者がすべてを請け負うというこ

とにはなっておりません。

○西銘純恵委員 50万円以上は県がやると言っておりますが、よく耳にするのですが、結局は、大きな補修をやっても県が補修するものは、今すぐには予算がつかないということで、指定管理者自身が50万円以下の補修で何度もやっていくという実態があるわけですね、それを皆さん知っているでしょう。ここだけに限らず県の施設はみんなそうですよ。県営住宅などもみんなそうです。50万円以下については指定管理者がやりますと。それを越えた大きな修繕が、今、予算がつかないからということで結局指定管理者側で50万円、50万円補修や維持管理をしていくという実態があることは、皆さんこの2年間でこの4カ所から出ていませんか。

○親川實生涯学習振興課長 県の予算—財政も厳しいということは委員も御承知だと思います。50万円未満の補修についても指定管理者側と鋭意協議を重ねまして、50万円という1つのラインはあるんですが、50万円以下についてもやむを得ないという判断のもと県でいろいろと面倒を見ているという、そういう事例もございます。

○西銘純恵委員 県の財政が厳しいと皆さん言いますが、やはり無駄遣い、泡瀬干潟だってそのままやるし、私は米軍郵便局もなぜ沖縄県が8億円も出すのかといつも言っています。ですから皆さんが必要なところに予算をかけるということを堅持していけば、これは必要だから指定管理についても半額にするわけにはいかないと、人件費もね。石垣青少年の家も非正規職員ですか。みんな非正規職員でなければできませんということは通りません。そこを皆さんのほうで堅持するべきだと思います。必要なものについてはちゃんと確保する。それをみずから抑えているところが問題ではありませんか。

○親川實生涯学習振興課長 石垣青少年の家についても雇用形態といたしましては非正規職員ということですか。

○西銘純恵委員 最後に、この間やりとりしたこの指定管理というものが、経費削減—管理料を半額まで落としていくと。そこが人件費そのものが一番削られているという実態を聞いて、教育長はこのようなあり方を今後もよしとするのか。教育施設なのですよ。今後については抜本的にそうではないという立場でいくべきではありませんか。

○親川實生涯学習振興課長 先ほどから給与についての議論がされておりますが、我々が基本的に給与を管理する場合に、例えば人件費の根拠といたしまして厚生労働省が賃金構造基本統計調査により毎年実態調査をしております。その中での青少年教育施設の管理運営に当たっている皆さんの給与の総平均値をもって積算しております。また沖縄県の最低賃金と比較しても時間単位に戻しますと、平成22年度の決算を見ますと時給が1339円です。それに対して沖縄県の時給は645円ということで約2倍の時給を維持しています。実際の労働の需要供給の状況としては、そういった状況です。また青少年教育施設の専門職員というのは学校の管理職の皆さん方が来られていますので、学校の管理職となりますとそれ相応の高給ということで、若干実態との格差がございますが、これが直接青少年教育の質の低下となってあらわれているということについては、我々は実績値から類推するに、そうではないという考えを持っています。

○西銘純恵委員 私がお聞きしたのは、皆さんが積算をした一般職1人当たり349万9000円が実際比較すると230万円になるということですから、120万円近く違うわけです。ですからそれを沖縄県の最低賃金と比較してどうこういうこと自体が、645円という最低賃金では生活ができないとみんな言っているわけですし、1000円以上にしなければいけないと声を出している中で、それをよしとすることにもっと問題があると思っています。本当にワーキングプアを生み出すようなことを県の教育庁がみずから発言しているように思います。私は厳しくこれを指摘したいと思います。

○親川實生涯学習振興課長 また決算の話になりますが、1カ月当たりの沖縄県の毎月勤労統計調査—これは平成23年9月の調査ですが、県内で5名以上の事業経営規模の平均現金総支給額—これは税込みだと思いますが21万円になっています。先ほどの割り戻した数値、名護青少年の家、糸満青少年の家の実績値ですが、これから割り戻すと22万4875円ということで、わずかながら上回っているという状況でございます。

○西銘純恵委員 今、県内の5名以上の事業所が年収252万円です。先ほど皆さんが言った指定管理者に選定しているところは人数で割れば230万円なのです。民間よりも低いのです。高いと思い込んでいるのか、それでよしと考えているのか、そこに問題があるのではないかと私はずっと言っているのです。さらに比較して民間はまだ高いですよ、今出してきたのを見てもね。

○親川實生涯学習振興課長 これは企画書ですが、指定管理者とは毎月1回の意見交換をされていて、各種状況に応じた整理整頓をさせていただいております。給与等についても意見交換をいたしまして、事業者の措置がとれるものかどうか検討させてください。

○西銘純恵委員 県の指定管理の平均は月22万円と先ほど言われました。ですからそれよりも落ちることは明確です。管理料は本当に問題があります。いずれにしても指定管理そのものがワーキングプアを生み出すもとになっているので、これは改めて抜本的に公でやる方向にすべきだと指摘して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 乙第45号議案と乙第46号議案の中の選定基準で、石垣青少年の家はおよそ100点の差があるのでスムーズに決まったと思います。しかし乙第45号議案の宮古の青少年の家の選定は本当に僅差ですよ。資料によりますと基準の中では逆点をしている施設もあるということで、選定理由については選定基準の合計点数が高かったということが理由になっていますが、それ以外の選定基準が理由になったものもありますか。

○親川實生涯学習振興課長 確かに僅少差になっておりました。この僅少差がついた理由といたしましては、特定非営利活動法人ばんずの持つ資質からして多様な事業展開が期待できるということからです。いずれにしてもわずかな差でございます。

○仲田弘毅委員 石垣青少年の家の候補者選定理由の中で、選定された業者は教育的な活動を一所懸命に地域において頑張っていると、そういったことがやはり大きく加味されて選定されていると理解してよろしいでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 この特定非営利活動法人八重山星の会については、石垣市に所在する国立の天文台とも業務提携をしておりまして、学校の児童・生徒を対象とした星座の勉強会とかいろいろ手広く活動をしていると理解しております。そういうことからして指定管理へ移行しても多様な事業が展開できると期待しております。

○仲田弘毅委員 選定の中で選定委員会が構成されていますが、指定管理制度を導入したときに一時期、選定委員の半数あるいは3分の1くらいが本庁の職員が選定委員になって外部団体から相当おしかりを受けましたが。今の青少年の家の選定委員の中に、例えばガールスカウトやボーイスカウトなど学校教育でできないことをしっかりと青少年の家の活動の中で展開をしていく。学校するときには朝なかなか起きられない子供が、毎週日曜日になると起きてボーイスカウトあるいはガールスカウトの準備をする。学校教育にはないすばらしい項目がこの方々から大きく評価されていることは間違いのないわけですよ。ですから選定委員の中に、青少年の家のよさをしっかりとアピールできる体制づくりを今後もやっていただきたいと思います。

それから今回、宮古青少年の家と石垣青少年の家の指定管理ですが、以前に名護も含めて既にスタートしている青少年の家の指定管理があります。前回は質問しましたが、指定管理をしたことによって、県としては行財政改革の一環として導入を決めたと思いますが、やはり教育的な立場からこれまでの実績を含めて生涯学習振興課として、こういったことがしっかりとできましたということがありましたら報告をお願いしたいと思います。

○親川實生涯学習振興課長 実績が出ている施設は平成22年度に学校法人KBC学園に指定管理を委託した名護青少年の家と糸満青少年の家でございます。実際にこの施設を利用した数の中に利用価値があるという一つの判断基準として申し上げますと、2つの施設を合計いたしまして平成22年度と県直営時の平成21年度を比較しましたら、平成22年度の利用者数が8万287名、平成21年度利用者数は7万3951名で増減6336名、率にして8.6%の増加になっています。アンケート調査によってもサービスがきめ細かいとか対応が早いとか、指定管理以降のサービスにおいては大分評価をいただいております。また仲田委員の御質疑の中で指定管理者の創意工夫といいますが、その事業を例えば例にしますと、これは名護青少年の家でございますが、年1回2月か3月に北部地域のサイクリング事業がありますが、ヤンバル一周サイクリングというものを提案、企画、実施したり、キッズアドベンチャー、親子キャンプも結構やられておりました。またもずくを中心とした食と体づくりということでモズク教室もやるということで、結構多様な事業を展開していると理解しております。

○仲田弘毅委員 これは県直営でやっていた時代と指定管理にしたことによってメニューが変わったというところもあるということですか。

○親川實生涯学習振興課長 自主事業は県直営時のときにはやっておりませんので、すべて新たに加えられた事業だと認識していただきたいと思います。

○仲田弘毅委員 先ほど西銘委員からもお話がありましたが、教育施設に関してはある程度の継続性が必要だという指摘がありました。これは指導員も、管理者もそうだと思います。地域に根ざした活動を展開していくためにはある程度時間的なものがかかってくると思います。今、指定管理は実際は本県では3年間をめどに頑張っていると思いますが、やはりこれを5年間に伸ばすという考え方はありませんか。

○親川實生涯学習振興課長 基本方針の中で施設の態様に応じて3年間から4年間、5年間という整理をしております。県の27施設が指定管理されている中で2施設が5カ年だと理解しております。ただし青少年教育施設についてはまた趣が違っていて、九州各県の事例を調べますと指定管理を実施している県が沖縄県を除いて4県ございます。そのうち3県が青少年教育施設の指定管理期間を5カ年としています。佐賀県だけが3カ年という状況下になっています。

我々は、先ほど説明しましたとおり指定管理者とは月に1回定期的に意見交換会を持っておりまして、具体的に学校法人KBC学園の場合既に平成22年度から2年目、来年で3年目を迎えるわけですが、学校法人KBC学園といたしまして青少年教育施設の運営を順調にやっていく上で3カ年というのは短いのではないかと御意見もありました。3年間の総決算はまだ我々はやっておりませんので、各都道府県の状況も見ながら検討課題といたしたいと思います。

○仲田弘毅委員 今、九州各県で、指定管理の期限を5カ年にしている県で、5カ年の制度にして改善されたことがあるのならば、ぜひそれを生かして本県でもその施策を取り入れて頑張りたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 今、現在の宮古青少年の家と石垣青少年の家の費用の差があります。また指定管理者にするときの費用の差があります。同じ6名という職員でこの費用の差はどこから生じているのでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 指定管理料は宮古青少年の家の場合は3538万1000円、石垣青少年の家3385万1000円、約153万円の差があります。基本的には人件費などの積算額は一緒ですが、物件費と人件費をトータルしてその中から使用料一条例でいいます施設使用の使用料を控除するということになっております。石垣青少年の家の場合には過去3年間の年間の利用料金が167万8000円、宮古青少年の家の場合には34万6000円となっています。その差がほとんどだと思います。

○比嘉京子委員 確認しますが、先ほど宮古青少年の家の1人当たりの人件費が317万875円とおっしゃっていましたが、また、石垣青少年の家の場合は230万3000円とおっしゃっていましたが、これでよろしいでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 基本的に指定管理料を積算するときには同じ額で積算いたします。ただ物件費と人件費と実際の事業収入が使用料以外の主催事業とかその他の歳入がありますが、そのトータルをいかように使い分けをするか、いかように雇用をするかについては、基本的には指定管理者側の創意工夫を生かすということで、任せている状況でございます。

○比嘉京子委員 ということは、収入がある分だけ単純割するとそうだけれども、1人当たりの給与的には大差がないということですか。

○親川實生涯学習振興課長 積算については差はありません。ただし宮古青少年の家、石垣青少年の家は来年4月から指定管理に移行しますが、そのときに指定管理者側と雇用者側との間の契約になると思いますが、その結果についてはいかように展開するかは今のところわからないということです。

○比嘉京子委員 さらに先ほどから指摘があるように両方とも全員が非正規雇用だということですが、年齢的にはどういう人たちがここに携わるのか。若い人が非正規雇用の中に、こういったところで働きたいという年齢層がその中に分配されるかどうかという懸念があります。そこまでは指定管理を受けたところが決めることだから県は踏み込めないという立場にいると思います。だけど全員が非正規雇用だということも認めざるを得ないことなので、そうした場合における自己矛盾といいますか、いわゆる我々は仕事をきちんとしていく人を養成していく教育現場にいるわけですが、そういう中において全員が非正規雇

用の、行財政改革をどんどん認めていくということに対して、これでいいのかという考え方にも立ちますが、それについてはどのように考えていますか。

○親川實生涯学習振興課長 月1回の指定管理者側との意見交換の場がございます。雇用の形態まで我々で指導というのは非常に厳しいと思いますが、腹を割って指定管理者側と意見交換しておりますので、まだ施行1年9カ月という状況下において、まだ1年3カ月の研究、検討期間があるということで、期間をかけて検討をさせてください。

○比嘉京子委員 行財政改革の名のもとにいろいろなことが進んでいることは承知しております。これは非常に自己矛盾をはらんでいることと、それから専門性の構築が3年や5年で引き継がれるのだろうかということも含めると、必要があるならばきちんとそこは手当てをしていく、ペイしていくという考え方に、教育の一環として社会教育の一環として考えるのであれば、そこら辺の自己矛盾をどうするのかということも含めて、非正規の問題も含めて私は指定管理者というのはある一定期間すると大きな見直しが必要ではないかと指摘をして終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第45号議案及び乙第46号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の請願第5号、陳情平成20年第57号外63件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城浩教育長。

○大城浩教育長 教育委員会所管に係る請願及び陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の請願・陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象は、請願が新規1件となっており、陳情は継続62件、新規2件、合計64件でございます。

初めに、新規請願について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

請願第5号のポリビア国沖縄県民移住地教育施設への派遣教員制度の継続に関する請願が沖縄ポリビア協会会長宮里哲夫から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

ポリビア国沖縄県民移住地教育施設への教員派遣事業は、オキナワ日本ポリビア協会から沖縄県知事への要請を受け、本県出身移住者の子弟等に対する情操教育を目的に、昭和61年9月から、体育と音楽の教員をそれぞれ1名ずつポリビア国に派遣しております。

その後、25年余が経過し、現在までに26名の現職教員がポリビア国における移住者子弟等への教育を担ってきました。

平成22年3月に公表された新沖縄県行財政改革プランで、同事業は、後継者も育成され、当初の事業目的が達成されている等の理由から、平成24年度で廃止することが決定されております。

なお、今後は、関係部局と調整する等、ポリビア国の子弟等と沖縄県の児童生徒との文化交流を含めた国際交流のあり方について検討してまいります。

続きまして、陳情について説明いたします。

継続審査となっております陳情62件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針に変更はございません。

続きまして、新規陳情について御説明いたします。

説明資料の83ページをお開きください。

陳情第175号の竹富町の子供への教科書有償化に反対し、無償給付を求める決議に関する陳情が、竹富町の子どもに真理を教える教科書採択を求める会世話人代表仲村貞子から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県教育委員会としましては、これまで文部科学省の助言をもとに、3市町教育委員会に対して一本化を図るよう助言を行ってまいりました。

教科書の採択権限は、3市町教育委員会にあることから、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただ

き、一日も早い解決をお願いしているところであります。

次に、説明資料の84ページをお開きください。

陳情第179号の小中学校への事務長制導入と学校事務の共同実施に反対する陳情が沖縄学校事務労働組合執行委員長大村一浩から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 学校事務の共同実施は、研修体制の充実、事務の効率化により、学校運営全般に対し教育支援を行うことで、学校教育に寄与する事務職員制度の構築等を目的とし、市町村が主体的に取り組んでおります。

2 事務長については、学校教育法施行規則第46条及び第79条で、小中学校に事務長を置くことができることになっております。

県教育委員会では、学校事務の共同実施、事務長制について、主体となる各市町村教育委員会と連携し、適切な助言を行っております。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情等に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願・陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 では、今新規で出た竹富町の子供への教科書有償化に反対し無償給付を求める決議に関する陳情第175号からお願いいたします。先日も本会議代表質問を通じてこの有償の解釈がどこから出てきているのですかということをお尋ねしました。特に有償そのものの有償解釈であること、それから地方自治体が購入できるということの根拠はどこから登場しておりますかということをお聞きしましたが、それについてもう一度、県教育委員会の考えをお聞かせください。

○狩俣智義務教育課長 小中学校で使用する教科書について、市町村が購入して給付することができるという根拠ではありますが、この件について今、文部科学省から詳細な説明をまだ受けていないということでもあります。先週でしたか、

報道で竹富町教育委員会が質問事項をまとめたということがございますので、その中に入っている可能性もありますので、その質問を通して文部科学省の説明を求めていければと考えております。

○仲村未央委員 竹富町教育委員会が今質問を準備しているということなのですが、県教育委員会として国との間で、直接この有償解釈が何法の何条に基づいて一どの法令に基づいてその判断をされたのかということには、直接問い合わせはされたのですか。

○狩俣智義務教育課長 県教育委員会として、まだ行っておりません。

○仲村未央委員 どうして行っていないのかなと思うのですが、つまり、今非常に大きな論争になっているわけですね。今、答申に従ったところは無償ですと。従わなかったら有償ですというような指導なのか、お願いなのか、そういった文書が文字で文部科学省から出ている以上、その法的根拠なりを問いたですというか、私も理解はできませんが、そこら辺はやる必要があると思うのですがいかがですか。

○狩俣智義務教育課長 文部科学省であります。この教科書無償制というのは、憲法第26条義務教育はこれを無償とするという精神を、それを実現する国の施策であって授業料の不徴収に準ずるものと、このように説明してきたと私は理解しております。そのことを受けて、法的な強制力を持たない答申を採択したかどうかを無償給付の判断基準とする考え方、これは理解しがたいということで、そのことについては10月31日に県教育長から文部科学省に対して直接申し述べております。今後、またそのことについて文部科学省がどのような考えを示されるのか、再度詳しく説明を求めていきたいと考えております。

○仲村未央委員 そうですね。10月31日にも一定の文書でもってやりとりをしている状況で、その返事が今のところないということなのでしょう。また、今改めて問い直しをするということですから、ぜひ具体的にやる必要があるのかなと思っております。たまたま9月8日に自民党の政務調査会というところですか、これに文部科学部会というのがあるようなのですが、そちらから文部科学省あての一これは民主党そのものなのですかね、民主党政権の教育重要分野への不誠実な対応に厳しく抗議する決議案というものが出されたようで、報道もされているわけですがね。その中でこのようにあるのです。教科書問題のこ

とだけではないのですが、教科書問題も1項目取り上げられています。ここに、「竹富町に独自採択を認めるかわりに、無償措置の対象外とするという法律に何らの根拠もない新たな方針を示している。これでは採択地区で同一教科書を採択することにはならない。」というような認識なのです。これは私も一致するところで、竹富町教育委員会に独自採択を認めるから、つまり答申と異なる決定をしてもいいからそれは無償措置の対象外としますよということは法律に何らの根拠もないというのが自民党の部会から出ている見解なのです。これについては特に多くの人が一自民党だけではなく私もそう思っているのです。それについてもう一度、法律に根拠がないことを今指導されている状況と、それからさらにその先に進んで、買うなら竹富町が買えというこの迫り方、これについては二重に法的根拠が見出せないという状況に今陥っているのではないかと思えてならないのです。教育長、これについてもコメントがあればお願いいたします。

○狩俣智義務教育課長 確かに、私どもはまだ納得のいく説明を受けていないということでありますので、今後どういう考え方でそういう論理、結論が導き出されるのか、それを確かめていきたいと考えております。

○仲村未央委員 それから、今、いずれかの市町村教育委員会が、何かの法に照らして違法状態にあるということがありますか。例えば、今この問題になっているようなところで、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律—無償措置法を守っていないから有償なのだというような、文部科学省の見解の中にそのようなものがよく出てくるのです。それは仕方がないのだみたいな。今、先ほど読み上げた自民党の文書もそうですが、法的根拠がないだろうとここでいろいろ言っているのですが、今、県教育委員会から見て、3市町教育委員会のどこかが何か違法状態にあるということは確認できますか。

○狩俣智義務教育課長 これは11月28日の3市町教育長との意見交換の中でも話題になったことですが、3市町教育委員会いずれも法に抵触しているということはないと。ただ、採択地区全体として一本化がなされていないという状況は、これは無償措置法第13条第4項に抵触すると、こういう認識を県教育庁としては持っているところであります。

○仲村未央委員 つまり、3市町教育委員会として同一の教科書が採択されていない状態というのは、今、無償措置法に言うその無償の給付の対象とする

ころにまだ至っていないという状態は、3市町教育委員会ともに同じ状況であるわけですね。

○狩俣智義務教育課長 無償措置法第13条第4項ですね、これは協議をして同一の教科書を採択しなければならないと、このようにありますので、同一の教科書が採択されていないという状況が現在あるということでもあります。

○仲村未央委員 それで、先日—11月28日ですか、教育長、3市町の教育委員会の教育長を呼んでその会議をしたということで、そこでは一定の方向性は見出せなかったということだったと思うのですが、その状況と、それから今後さらにどのような手だてをとろうとされているのかお尋ねいたします。

○大城浩教育長 11月28日の件につきましてはもう既に報道されているとおりでありますが、やはり私どもの立場は、法にのっとった解決の方法は無償措置法第13条の第4項に基づいて協議をする以外にないと思います。したがって、この協議をすることについてせんだって意見交換をしたわけですが、残念ながら私の思いが届かなかった状況があります。ですから、今後とも文部科学省の指導を仰ぎながら、何とか協議するような対応を考えていきたいと考えております。

○仲村未央委員 そうですね。どちらにしても採択権は3市町教育委員会にしかないのです、そこはぜひ引き続き、その3市町教育委員会に対して協議をするように促すということで、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは、次に陳情平成22年第199号の継続なのですが、この陳情処理方針の3点目、請願・陳情に関する説明資料53ページの陳情をお願いします。53ページの最後のほうに「スクールカウンセラーについては、いじめ等の問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期解決を図るため配置している」云々とありますが、不登校児童について先日質問をしまして、皆さんからいただいた答弁は平成22年度30日以上欠席の不登校児童・生徒数は公立小学校で369名、中学校で1290名、高等学校で1375名、合計3034名という答弁をいただいておりますので、これを踏まえてお尋ねいたしますが、この沖縄県における不登校児童・生徒の出現率というのは、全国と比べてどうなのですか。これは統計があると思うのですが、その比較をお願いいたします。

○狩俣智義務教育課長 小学校の場合ですが、全国が1000人当たり3.2名の出現率であります。沖縄県が同じく1000人当たり3.7人の出現率で、これは全国

で13番目に多いということであります。それから中学校の場合、全国が1000人当たり27.4人ということであります。沖縄県が1000人当たり26.0人ということで、これは悪いほうから27番目ということでございます。

○仲村未央委員 高等学校はないですか。

○平良勉県立学校教育課長 高等学校におきましては、順位等は今手元にございませませんが、全国で出現する割合が1.66%、本県は2.97%で、全国に対しまして1.31ポイント高いという状況でございます。

○仲村未央委員 小学校でも高い、また高等学校でも高い、中学校は平均より若干低いという傾向がわかったわけですが、この出現をした後に復帰をする率と一つまり不登校を克服して登校するようになるという率も、これはあるのではないですか。それもお示してください。

○平良勉県立学校教育課長 復帰率といいますか、そういったものでは把握はしてございませませんが、例えば不登校になった者—生徒たちのうちに中途退学に至った者ということ考えてみますと、本県は不登校生のうちに中途退学に至った者が24.1%、全国では31.3%となっております、本県のほうが7.2ポイント全国より低いという状況でございます。これは私どもといたしましては、手厚く手当てをしているというように考えているところでございます。

○狩俣智義務教育課長 小中学校の場合ですが、平成22年度の登校復帰の人数と率であります、小学校が86人で全体の23.3%、中学校の場合533人で全体の41.3%というようになっております。今、全国との比較がどうなっているかということですが、今調べさせておりますので後で報告をさせていただきますと思います。

○仲村未央委員 小学校で、先ほど出現率も高目に出ましたが、復帰する率が23.3%ですか、これにとどまるということは非常に大変なことだと思うのです。いわゆる7割以上の子供たちが不登校のままということですか。それから中学校も同じように、半分にもいっていない—41%という復帰率。

○狩俣智義務教育課長 その登校復帰といいますのは—不登校という場合に、年間を通して30日以上欠席した児童・生徒を不登校と分類をしているというこ

とです。登校復帰という場合に、その年度内に登校を始めた生徒ということがあります。不登校に陥った生徒がずっと不登校のまま6年間過ごしたり、3年間過ごしたりということはございませんで、翌年にまた出てくると。こういう状況もありますので、23.3%イコール残りがずっと不登校のままかということ、必ずしもそうではないということでもあります。

○仲村未央委員 いずれにしても、全国的なものとの平均等々が出てこないことにはちょっと、特徴があるのかないのかも含めて判断しにくいので、数字が出たら後で答弁をいただきたいと思います。

それからここで言うのはスクールカウンセラーについてということで、スクールカウンセラーの設置をしているようなのですが、不登校に対する小学校、中学校での対応、これはどのように継続的な支援をとっているのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 継続的な支援については、まずは学級担任による対応というのがございます。さらに段階を踏んで学年単位で対応すると。学年単位という場合には、学年主任、副担任、生徒指導主任、学級担任が一緒になって対応するというケースであります。それとあわせてスクールカウンセラーへの面談等を通して登校復帰を促していくというケースもあります。さらに保護者とスクールカウンセラーの面談、こういったものも行っております。さらにスクールソーシャルワーカーという人員がございしますが、そのスクールソーシャルワーカーを活用して、その生徒の環境の改善といったようなものも行っているところであります。

○仲村未央委員 この不登校をめぐる分析とか効果的な対応というのは整理されていらっしゃるでしょうか。課題をどのように一つまり、多いと思っているのかですね。そして分析を一この背景にはどういったことがあってこういうことが起きてきているのか、それから、そのことに対して対応したときに、どういった支え方が非常に有効であると、あるいはこのやり方ではよくないとか、必要なカウンセラーはどれぐらいなのか、あるいはソーシャルワーカーはどれぐらい必要なのだという、皆さんが、この不登校をめぐる基本的な課題というのは、どのように今日まで受けとめて整理をしているのかというところがあれば簡潔にはありますが、そのポイントを説明いただきたいのです。

○狩俣智義務教育課長 不登校となったきっかけというのがございます。その細かい分類が幾つかございますが、毎年、年度ごとにその分類の把握をしてお

ります。それから定期的に学校が県教育委員会に報告をするという、そういう仕組みもございます。この不登校の問題でございますが、原因がさまざまでありまして、ケース・バイ・ケースで対応していくと、これが一番大事かと考えております。この生徒一人一人に寄り添って、その子の問題を学級担任が一緒になって解決をしていくと、そういう視点が最も大事かと考えております。

○仲村未央委員 それで、小学校、中学校での不登校がどのように整理されて、今回特に高等学校の再編をめぐってフューチャースクールが必要だという認識を皆さんは持っていらっしゃるようなのですが、今、小学校、中学校での対応と高等学校とのつながりというのは、どのようにこれまでやってきて、そしてその分析の結果、どうであったからそのフューチャースクールが必要だという結論に至ったのかということを知りたいわけですか。ですので、そこを整理して今の答弁をお願いいたします。

○嘉数卓総務課教育企画監 今、高等学校の編成整備計画では一昨年から作業を始めておりまして、この中で高等学校の課題は何であろうかということで考えましたときに、不登校、それも心因性の不登校ということで今考えておりますが、それから発達障害ですね、この件につきましては私ども総務課で中学校3年生にアンケートをとっております。この中で人数が中頭地区と那覇・南部地区で大きいということで、これに対応するにはどうしたらいいかということで、今回、ほかの県の状況等も踏まえまして、素案として今まとめてございます。小中学校からの連携につきましては、確かに地区での説明会の中でも、小中学校でやっている分が高等学校でなかなかやれていない、つなげないということ等もございましたので、その点も含めて御意見を伺いながら、また内容等も含めて検討していきたいと考えております。

○仲村未央委員 ほかの県の事例を聞いているのではなくて、皆さんが先ほど小学校、中学校で非常に簡潔におっしゃっていただいたので、全体ではないと思うのですが、ケース・バイ・ケースで対応することが大事だということをはっきりおっしゃっているわけですね。いろいろな要因が複雑に絡んでいるというその背景もおっしゃっていた。この延長線上に今回、そのフューチャースクールが登場するに至るこの経過が、これまでの皆さんの高等学校再編の説明会では一切示されないわけですか。そして、中部地区と那覇地区に不登校が多いのだというのです。ではなぜ多いのか、多いところをどのようにこれまで対処してきたのか、教育的にどういう支え方をしてきて、そしてだからフューチャー

スクールなのだというこの経過が、説明がないから現場というか地域は非常に大混乱。ですのもう一度お尋ねしますが、今まさにその説明会でも小中学校からの連携が繋がっていない、やられていないということが課題になっていますということなのですが、この課題をどのように整理したらフューチャースクールにつながったのかお尋ねいたします。

○嘉数卓総務課教育企画監 先ほど、こちらから説明がありましたように、小中学校でも高等学校でも、やはりいろいろな事業、施策等をやって対応しております。ただ、人数的に多い地域、そういったところに対しては、やはり高等学校側からそれなりの対応をしないとスムーズにいかないのかなということで、その内容につきましても、そういった子供たちに対する方法論として単位制の導入とかですね、そういった形で特色ある形を出して対応できないかということで、今回、策定してございます。それで、地域の学校の選定なのですが、私どもとしてはいろいろな案の中から単独校がいいのか、それからあわせ持った学校がいいのか、いろいろと検討いたしました。北谷高等学校につきましては中南部地区で多い、ただ、その中で単独校というのは厳しい状況等もございまして、その中で北谷高等学校が……。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から質疑とかみ合わない答弁を長く行わないよう要望がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 回りくどい聞き方をしているのは、今回、陳情にストレートに高等学校再編のものが出ていないのです。ただ、今問題になっている現場でかくかく言われている不登校の生徒たちと、それから特別支援の生徒たちをあえて1カ所に集めるということを今回、皆さんは踏み出しているものだから、そのつながりがどれぐらい県教育委員会として義務教育諸学校から県立高等学校に至るまでに整理をされてきたのかという経過が知りたいのですよ。だからどの学校がどうだということを今、答えを求めているわけではないのですよ。その再編の一ただこのつなぎ合わせの視点ではなくて、不登校の子供たちにとって、その地域で支えてきたことが高等学校になったら集約化なのだという、

この結論に至るその経過、背景、皆さんがそこに踏み出した政策決定を知りたいと言っているわけです。それはだれが責任を持って答えますか。これは何度も説明会で地域の皆さんが聞かれているでしょう。質問が出ていることですよ。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、嘉数総務課教育企画監から質疑内容の確認がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

嘉数卓総務課教育企画監。

○嘉数卓総務課教育企画監 済みません、私の今認識している範囲でお答えしますが、今回、やはり不登校が多いというのは、高等学校の課題でもあるというのは、当然その私どもの検討の中で出てきました。小中学校で当然いろいろな施策もやっています。高等学校でもやっているが、どうしてもやはり難しい点があるということで、それで、それに対応するにはどうしたほうがいいのかという中で、やはりそれぞれの高等学校でいろいろな対応がございしますが、ただ、不登校それから発達障害もそうなのですが、1つの学校の中で、例えば50人のクラスの中に何名かいるわけです。そういった子供たちに対応するには、それぞれの先生方が専門性のある程度持たないといけないわけです。そういった中でそれにまず対応する方法論としてどういったものがあるかという検討の中で、そういった専門性を持った先生を育成しながら、それからいろいろな授業の形態、教育課程の弾力化とか、そういった中でも単位制等も出てきているのですが、そういった形で対応しようということでの案でございます。

○仲村未央委員 私の質疑と今おっしゃっていることは余りかみ合っていないとか、皆さんが専門性が必要だということをおっしゃるのであれば、そこに至った今日までの経過やいろいろな繰り返しの中で、その必要性が生じているはずなので。ですので、それは中学校とのつなぎはどうなっていますか、そしてその上でここですかということにおのずとなるはずなので、そこら辺の説明が全く今不十分ということも指摘をしたいと思います。

それから同じように特別支援教育についても、これも今回、発達障害というのを特段抜き出しているような状況なのですが、この特別支援教育のあり方についてもこの間、例えば分教室を普通高校に入れるとか、こういったことも大きな議論になりましたよね。そしてなるべくその地域で、あるいは普通学級と

変わりのない環境ということも含めていろいろと模索をしてきた中だと思っております。今回、選択の幅を広げるといような説明もありますが、その経過も手短かに説明をいただけますか。同じように小学校、中学校でどうあって、そして高等学校に至る中で、この必要性がどのように生じたかということをお答えいただけますか。

○平良勉県立学校教育課長 高等学校における分教室におきましては、地域の知的障害のある子供たちを集めて今やっているというところがございますが、発達障害のある子供たちにつきましては、これまでどおりもちろん小学校、中学校でやってございますが、ただ、これが高等学校に入ってきたときに、実はまだ高等学校の発達障害に関する専門性を上げているところがございますが、それが少しおくれがちなところもありますので、これも集約をして発達障害の子供たちをしっかりと見ていったほうがいいということも今考えております。

○仲村未央委員 この発達障害の途切れのない支援ということのあり方については、福祉保健部でもかなりこれは長い間議論をされている経過があるのです。本当に乳幼児の検診のときから集団に入っていく、そこでまた不適応が起こってくると。こういうことを沖縄県は非常に取り組みがおくれてきたということをお聞きして、何度も何度もこれは福祉保健部の中でも課題になっているわけですね。今さらにその学校のあり方、高等学校のあり方となると、福祉保健部とのそういった発達障害を取り巻く環境や支援のあり方についても連携が必要だし、それぞれが蓄積してきた経験をどのようにやるのが一番いいのかということも議論があったと思うのですが、そこら辺は連携をとられましたか。

○真謝孝県立学校教育課特別支援教育監 今、お尋ねの件は福祉保健部との連携ということでよろしいでしょうか。本県の場合、特別支援教育の全県的な一今話に出ております高等学校も含めた全県的な推進、充実という観点から、教育委員会で関係する機関に声かけをしまして、福祉保健部も含めた特別支援教育推進事業運営協議会というものを今年度、福祉保健部の関係する課も3課に入らせていただいて、そういう協議会を持っております。その中で今、お尋ねのあった途切れのない支援のことについては手だてが必要だということで、この途切れのない支援に当たっては相互の情報の共有がお互いに必要だろうということで、例えば保護者の方に持ってもらう相談シート―相談ノートを準備して、その辺のところの周知をしております。それについて福祉保健部にも協力をお願いしているところであります。

○仲村未央委員 では、それは福祉保健部のサイドからもお尋ねをしていきたいと思えます。それからもう一つ、これまで中高一貫教育をとってきた学校がありましたね。これはどこですか。

○平良勉県立学校教育課長 伊良部高等学校、本部高等学校、久米島高等学校でございます。

○仲村未央委員 これはいろいろな陳情にまたがってはいるのですが、今回、宮古島市からも統廃合に関してのいろいろな、地域との話し合いを丁寧にとってほしい云々ということで、これは陳情第148号、81ページにも出ているのです。今おっしゃる一例えば中高連携においても、非常にこれは地域との関係も含めていろいろな議論があって進んできたと思うのですが、今回、その中高一貫教育になっていた伊良部高等学校も本部高等学校も久米島高等学校も将来、廃校の方針が今回の学校編成整備計画で示されたわけですね。これについては結局、中高一貫校の一皆さんは成果としてこれはよくなかったという総括なのですか。つまり、その中高一貫教育をやったところが、みんなこうやって廃校に追い込まれていくということ、これを地域等のかかわりの中、あるいはまさに政策的にどのように整理をされているのか。もう結論が廃校という方向になっていくものだから、やらないほうがよかったというようになってしまいうのかなと思って。これは非常にびっくりしているのですが。

○嘉数卓総務課教育企画監 最初に申し上げますが、これはあくまで素案で、まだ決定するという事ではないので、今ちょうどいろいろな説明会を持ってございます。今の中高一貫教育の件なのですが、この3校につきましては、それぞれそれも要因としてございますが、例えば国頭地区では生徒の流出とか少子化とか、それから久米島高等学校についても同じような状況がございまして、その上で総合的に判断をして、そういう素案という形で今、提案させていただいているということでございます。

○仲村未央委員 素案ですからというのは理由にならなくて、素案に上がってきたのはなぜですかと聞いているわけです。当たり前ですね、素案に上がってくる経過があるわけですよ。それで地域連携のために皆さんは中高一貫教育を導入して、そして中高一貫教育の結果、今回の素案の中でまさにこれがそれぞれやったところがみんな廃校の方針が示された。この経過を、まず地域とも

今の説明会の状況ではほとんど理解が得られていないどころか、大反対にあっているわけですね。それは地域との連携が問われているわけですよ。これを何のために中高連携でやってきたのか、そしてその結果、そのように将来的には廃止ですということにつながっていくこの分析とか実績等々、皆さんはどのように整理して、これをまず地域と共有したのですか。その議論をちゃんとしましたか。

○嘉数卓総務課教育企画監 この件につきましては、私どもの編成整備計画につきましては、基本方向とそれから実施計画の2つの部分がございます、これまで、一昨年からいろいろと作業をしています。その中でいろいろな地域、それから学校等ともいろいろアンケートをとったり意見交換をしております、その3校につきましてはこちらから出向いたり、あるいは先方から呼ばれたりということで、一応、そういった意見交換はしております。その中で、確かに中高一貫教育校の課題等についてもいろいろと意見交換をいたしました。その辺も含めて私どもとしては、先ほどの少子化、そういった流出等も含めてこういった案を作成したところでございます。

○仲村未央委員 もう時間が過ぎているので、たくさんしたいのですができないのですがね。素案の中で、募集停止とか学校の統廃合の方針が出ていますね。今回の宮古島市も、過疎化、少子化による社会の変化、教育的効果等を考慮して実施されていると皆さんは理解しているということなのですが、こういうお示しになるような過半数割れが2年連続して生じた場合とか、高等学校でいったら240人を満たさないことが見込まれるとかですね、こういった何年定員割れしたらどうだとか、一定の規模が何人以上あればよいのだということは、何らかの一何か法とか、そういう定めがあることなのですか。それとも皆さんの内部規定でそのように定めているのですか。小学校なら適正規模が何人とかですね、何か指導方針とか文部科学省が示す何かがあるのか。何年定員割れしたら、もうこれは学校として維持できませんということは内部規定ですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 法的には、これまで高等学校の標準校の中に240名を切ると分校というのがございました。これは地方交付税による人件費等のそういった背景もありますが、ただ、これについては、先般、地方分権の法律の中で削除されております。私どもはこの法律というよりも全国的な状況と一要するにどういった規模が学校の活動として効果的か、活力があるかということ等を踏まえて、例えば全国でたしか65%の学校がその範囲に入っています。

やはりそういう中で活力があって、それなりの効果を上げている。やはり少ないと先生の配置であったりとか、それから部活動の活力であったりとか、そういった面でどうしても課題が出てくるということ等もあって、そういう形で沖縄県の教育委員会の考え方としてまとめたものでございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員長から法的根拠によるのか内部規定によるのかを答弁するよう指導がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

嘉数卓総務課教育企画監。

○嘉数卓総務課教育企画監 先ほど申し上げたように法的な根拠はございません。内部規定というか、私どもの10年ごとの編成整備計画の考え方をまとめる中で、その考え方を示しているところでございます。

○仲村未央委員 いろいろな離島を抱えるほかの県の状況がどうなのかとかも聞きたいところですが、例えば今回ターゲットになった久米島高等学校も、久米島には実際、高等学校は1校しかないわけですね。こういった小さな離島で皆さんの基準を当てはめていくと、離島には高等学校はないということに結論が行ってしまうのですよ。だから、ここら辺は、その素案に上げる過程がどういった議論があったのかというのが見えないところで、皆さんが説明会をするとみんな大反対集会につながっていく。こういう状況を今生んでいるわけですね。先ほど、地域とも話し合いをしました。連携校、中高一貫教育をやりましたというが、実際には皆さん、素案に至るまでに説明会を始めたのは何月ですか。本当にその学校とも向き合い、地域と向き合い、公民館に行ったり、そこで皆さんのものを提示したり議論したのはいつですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 その学校の課題とかあり方という基本方向の部分では、一昨年からいろいろ各市町村の教育長、それから学校等々と意見交換をしております。ただ、今回の素案の形という部分では、11月の懇話会で公開し、あわせて今、説明会を行っているところでございます。

○仲村未央委員 もう本当に唐突感を否めない状況の中でいろいろなことがあ

るし、先ほど言った不登校の問題、特別支援のあり方、発達障害を抱える児童・生徒のこれからの教育のあり方、そして地域との連携云々は今、私が質疑をする中でも皆さんがどういう経過の議論があったかというのは、私には全然見えなかった。ですので、これはもう引き続き大きな課題として取り上げていきたいと思っておりますので、きょうは以上で終わります。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時22分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 午前中に引き続きまして、教科書問題について重複しないように二、三点質問したいと思います。文部科学省から12月2日に、12月末日までに教科書の冊数を報告するようというものが出ておりますが、これは再協議—11月28日ですか、3市町教育長と県教育長との懇談の中でもこのことについて再協議してほしいということの要望を出したが、今後また本当に協議はできるかどうか分からないという状況の中で、12月末日までに冊数を報告なさいということが本当に法的な根拠があるのかどうかですね。今後どういう対応をとっていくのか、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○大城浩教育長 11月28日、私が3市町教育長を招聘いたしまして、打開策についてお互い現状、課題、今後の展望といえますか、話し合っていく中で、県教育委員会としての立場も説明しながらいろいろと意見交換もしてまいりました。その中で、文部科学省から12月いっぱいということでの対応もありますよと。そして我々も引き続き、また3市町教育委員会に対しましては協議をして一本化するようにお願いいたしますと、そういったことを言ったつもりです。

○渡嘉敷喜代子委員 文部科学省は、当初11月末日というような、冊数を報告するようというものでしたよね。今回は12月と、そこに文部科学省のどういう考え方の変化があったのか、そのあたりはどうお感じですか。

○大城浩教育長 それにつきましては文部科学省自身が考える事柄でしょうから、我々としてはコメントできる立場にはございません。

○渡嘉敷喜代子委員 今後、本当に一本化できない状況になったときに、とにかく憲法第26条に沿って、義務教育ということで無償でなければいけないという立場に立って教育長もそのように進めていくと思うのですが、もし一本化にならないときに、本当に無償化であるかどうかのことも考えられるわけですが、そのときに本当に一そのときの竹富町教育委員会の対応の仕方ということも問題になってくると思うのですよね。この一本化にしなければ本当にだめなのかどうかですね、そのあたりは教育長はどうお考えでしょうか。

○大城浩教育長 これまでも本会議でも答弁してまいりましたように、やはり無償措置法では協議をして同一の教科書を採択をすると、そういった事柄をうたっていますので、竹富町教育委員会の対応につきましても、少なくとも採択権限はおのおの3市町教育委員会にあるわけですから、そういう意味での竹富町教育委員会の見解かなという気がいたします。

○渡嘉敷喜代子委員 今後、やはり文部科学省と一緒にあって、教育長も何とか一本になるような努力をしていかなければいけないと思うのですが、余り先延ばしにしたときに本当にどういうことになるのかなという、これは当事者にとってもとても不安だと思うのですよ、子供たちにとっても。そういうことで、早く解決できるようにこれからも頑張ってくださいと思います。

それから陳情第148号、請願・陳情に関する説明資料81ページについてお尋ねしますが、学校再編—こちらは小中学校、宮古島市についてのことなのですが、そしてその学校再編に、また高等学校の再編というものを考えておりますが、まず宮古島市の学校統廃合についてお尋ねします。ここに出ていますように2018年度までには、段階を踏むとしても、市内の小学校14校が5校に、そして中学校が11校のうち4校に統廃合していくというような再編計画を立てているのですが、本当に、特に小学校、中学校においては小規模校であればこそできることだってあると思うのですよね。そこでお尋ねしたいのは、そういう小規模校の複式授業とか、その中で子供たちの学力の低下とか、あるいは不登校とか、非行の問題とかということが出てきているのかどうか、そのあたりを中心にお伺いしたいと思います。

○狩俣智義務教育課長 御質疑の件ですが、小規模校において特に学力低下であるとか、不登校であるとかですね、学校における問題が生じているかという点、必ずしもそうではないということでもあります。

○渡嘉敷喜代子委員 やはりそのあたりは教師と向かい合って授業をしているということでの教育的効果だと思うのですよね。今回の高等学校の小規模校を統廃合していくということも同じことが言えるのではないかと思います。先ほどの中でも、ケース・バイ・ケースで対応していくということはとても大切なことだと思うのですよ。小学校のときに、この子は一いつかもお話ししたかと思いますが、中学校に行ったら非行に走るであろうという子供を、小学校6年生のときに一所懸命この先生がカバーしながら中学校にまともに送ったわけですよね。ところが、やはり中学校に行って非行に走るという例もかなり多いわけですね。だから、そのあたりの小学校、中学校との連携のとり方、そして中学校と高等学校との連携のとり方、そういうお互いの連携のとり方をやっていかないから、高等学校でまた不登校の問題も退学の問題も出てくるのではないかと思います。先ほどの話の中でも、高等学校でまとめてこういうことは何か対応しなければいけないかという先ほどの嘉数教育企画監の話もありましたが、そういうことではなくて、それぞれの小学校、中学校、高等学校において、それぞれ専門性のある教師が対応していくということが今求められていると思うのですよね。今、小学校、中学校においても担任の先生とか、それから生徒指導の先生とかが対応しているわけですよね。そういうことではなくて、担任の先生も本当に授業にも精いっぱいなのですよね。そういうことでなくて、本当に専門性のある人たちが、何名かでそういうことに対応していくということを小学校、中学校でしっかりやっていけば、高等学校でもまたそういう一まとまってしまったということになるかと思うのですが、そのようなことはどうお考えでしょうか。先ほど、高等学校での専門性の教師も必要だということですが、これも中学校でも言えることではないかと思うのですが、そのあたりはどうお考えですか。

○狩俣智義務教育課長 質問の趣旨ですが、中学校に専門の先生が必要かということですか。

○渡嘉敷喜代子委員 小学校よりも中学校のほうが非行の問題とかというのは大きいと思うのですよ。特に中学校においては、学級担任の先生とかいうのではなくて、専門性のあるスクールカウンセラーとか、あるいは校長先生とか、

生徒指導の先生でもいいですよ。そういう人たちが対応していくような体制づくりというのは中学校でできないのかどうかです。

○狩俣智義務教育課長 まさに中学校では、全職員がかかわるということが一つの理想的な考え方であります。むしろ特別な先生に生徒指導を任せるというやり方はなかなかうまくいかないというケースがあります。まずは学級担任、そして副担任、そして学年主任が一緒になって指導をしていくと。そして教頭先生も入る、校長先生も入っていくと。問題の深刻度に増してだと思っておりますが、そういうかかわり方をしていくことが大事だと思っております。例えば、スクールカウンセラーに任せればいいのではないかと、こういう考え方はほとんど学校にはないと思います。スクールカウンセラーというのは、むしろ自分たちの仕事を一教員の仕事をうまく成果を上げるために活用するものと、そういう発想でおります。その辺のところを大事かと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 学校の先生は生徒指導もしなくてはいけない、授業もやらなくてはいけないということで本当に多忙化しているわけですよ。そういうことをやっていて、本当に効果が上がっているのかどうか、そのあたりはどうお考えですか。

○狩俣智義務教育課長 大変厳しい状況はあるわけですが、それが教育であると受けとめてやっていただいていると考えております。授業もしながら、そして学級経営もしながら、部活動もやりながら、そして放課後、問題のある子がいればそこも指導しながらと、それが教育の営みであると、このように理解しております。

○渡嘉敷喜代子委員 確かに理想はそうですよね。でも現場では必ずしもそうではないと、本当に多忙化しているという現実があるわけですよ。そのあたりはもう少し現場のことを考えていただいて、どうすればいいのかそのあたりをしっかりとサポートしていただきたいと思っております。

そして今回の高等学校の再編について先ほどの説明の中で、心因性の不登校の子供たちがいるということで、今回、フューチャースクールということでひとまとめにして北谷高等学校にやっていこうというようなことがありますよね。これは、ここの整合性はどうなっているのかなという思いがするのは、久米島高等学校とほかの2校はどこでしたかね、そういう障害のある子供たちが10名単位で同時に授業をするということが望ましいということで、一昨年で

したか、そういうモデルケースでしょうか、そういう形でやりましたよね。そのあたりのと今回のフューチャースクールとの整合性というのはどうなるのですか。それはもうなしになるのでしょうか。

○平良勉県立学校教育課長 久米島高等学校と中部農林高等学校と南風原高等学校の件は障害の種類が違いまして、向こうは、例えば軽度の知的障害ということでございます。今回、フューチャースクールで考えておりますのは、心因性で不登校になっている子供たちとか、いわゆる発達障害を抱えている子供たちと、そういうことでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 その心因性を抱えている子供たちということは、それぞれの高等学校で不登校の子供たちとか、そういう人たちが心因性を抱えるようになったのか、あるいは全く不登校の子供たちとは別に、本当に心因性を抱えている子供たちだけなのか、そのあたりはどのようなのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 いろいろな場合が想定されると思うのですが、私どもが今編成整備計画で考えていますのは、先ほど申し上げたように中学校3年生にアンケートをとりまして、いわゆる不登校の経験があった生徒とか、それから発達障害の子供たちにどうなのかと。そういったときに、高等学校への進学の見込みは高いのですよ。ところが、それが実際に進学できるかという部分もございまして、進学してもその中で一行政としては対応策をいろいろやっているのですが、またそちらのほうで不登校なり中途退学になってしまうと、そういうこと等もありまして、何らかの対応が必要ではないかということで、今回こういう形で提案させていただいています。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の対象者というのは、必ずしも高等学校での不登校の子供たちではなくて、これから高等学校に進学するという、心因性を抱えている子供たちが対象ということですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 はい、そうです。

○渡嘉敷喜代子委員 その久米島高等学校とか、テスト的に障害のある子供たちが一障害のある子供とそうでない子供たちが一緒になって、お互いに切磋琢磨しながら成長していくということ、これもとてもいいことだと思うのですよ。そういうことが高等学校では本当にできないのかな、何でこんな一くくり

にするのかなということがちょっと理解できないのですよ。本当に高等学校で対応できないのかですね。

○嘉数卓総務課教育企画監 高等学校でもいろいろな対策はとっておりますが、やはり先ほど申し上げたように、1つの学校で何人かのそういった生徒がいる場合、集団の中で例えばいじめだったりとか、それから先生方の専門性といえますか、そういった対応をできる先生方がどれだけいるのか、当然、いろいろな研修とかもやっておりますが、やはりそういった面でどうしても不十分な部分があるということで、一つの方法としてそういう学校をつくって、研修とかで専門性を高めた先生を配置するなり、あるいは教育課程も弾力的に単位制導入をして、私どもは全体に学び直しという考え方がございます。つまりそういった子供たちというのは、学力的におくれている生徒たちも多数いますので、そういった子供たちに対応できる学校と。こういう部分でありますと、今通常の学校で、すべての学校で同じようなことをやるというのはかなり厳しいということで、今こういう形での提案をさせていただいております。

○渡嘉敷喜代子委員 特別支援学校ができたときに、やはり専門性のある教師が直接教育したほうがよかろうとということでそうやりましたよね。それもまたとてもよかったかなと思うのですが、最近の状況では、やはり地元の近くの学校で障害を持たない子供たちと一緒に授業を受けたいという希望者も出ているわけで、そのあたりの見直しも出てくる、今そういう社会状況ですよ。その中で、では高校生をとということになったときに、本当にそれでいいのかなという思いがしてならないのですよ。確かに専門性のある教師が配置されるからということだけではなくて、ではそれぞれの高等学校にそういう専門性のある教師を配置すればいいのではないかとということにもなりかねませんよ。

○嘉数卓総務課教育企画監 障害を持った子供たちに対する特別支援学校での教育と、今私どもが考えております不登校それから発達障害、こういった子供たちは特別支援学校の対象ではないです。つまり普通の高等学校に進学という形になるのですが、ただ、先ほど申し上げたようにそういう形でなかなか受け入れにくいといえますか、なかなか行けないというような状況があるということで、こういう形を考えています。当然、通常の高等学校でもこういった形での先生方のノウハウが一専門性が高まれば、当然その他の学校でもそういう専門性が高まって、そういった部分で対応できるような状況になると思いますが、今やはりそういう子供たちが多い状況と、それから中部地区とか那覇・南部地

区に多いのですが、やはりそれに今対応すべき部分があるということで、今提案させていただいています。

○渡嘉敷喜代子委員 私は特別支援学校に行く対象の子供たちがということを言っているわけではなくて、その支援学校をつくったときに、やはり専門性のある学校に行ったほうがいいだろうということで、それはそれで評価されました。ところが最近の状況では、やはり地元の近くの子供たちと一緒に教育を受けたいという希望をする人だっているわけですよ。ですからその希望に合わせてやっていくことであって、何で行政側が一くりにしてしまうのかということの理解ができないという思いなのですよ。

○嘉数卓総務課教育企画監 この学校は全県区という形にしておりまして、すべてここに入ってもらおうということではございません。当然そういった形の学校もありますというところで、やはり今の状況では普通の高等学校に進学しにくいと、そういう生徒あるいは保護者の皆さんから、こういう学校だったら行けるのではないかと。我々はこういう子供を受け入れまして、それだけの先生方の対応それから教育課程の弾力化をすることによって、中学校、小学校の段階まで学び直しということで対応したり、それから個々の生徒たちにそういった専門的な対応—教育・指導をしたり、そういった中でやっていくということでございます。ですからこれはあくまでもそういった発達障害とか、それから心因性の不登校の生徒たち、それから保護者のニーズにこたえられる部分をつくろうということでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほど一朝も出ましたが、中高一貫教育を本部高等学校、伊良部高等学校、久米島高等学校はやっていますよね。それは、例えば本部高等学校の一貫教育も、本部高等学校が名護高等学校に統廃合したときにこのこともなしということになるわけですよ、一貫教育—今まで進めてきていた本部高等学校の。これもすべてなしということになるわけですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 今、3校が対象になっておりまして、それが中高一貫教育を実施している学校でございます。これは先ほども申し上げましたように、中高一貫教育も成果、課題、それぞれいろいろあります。ただ、私どもは3校ともやはり少子化と、それから生徒がほかの学校に行ってしまうという現状も踏まえ総合的に判断をして、こういう提案をさせていただいています。例えば国頭地区でありますと、かなりの生徒が中南部地区に行くということ、

流出をとめるということで国頭地区全体で考えようと。本部高等学校につきましては、そういった中でやはり小規模という課題を、学校で相当頑張って対応していただいておりますが、やはり少子化ということで、例えば部活動であったり、それから教育課程の中で弾力的な部分でどうしてもほかの学校に行くと。その辺を解消するために北山高等学校と統合してある一定の規模を確保して、そうすれば特色ある学科とか、それから部活動もふえますし先生方の配置も多くなりますので、そういった対応も非常にやりやすいという形の中で、つまり、もっと大きな地域といいますか、そういった形の中で対応して流出をとめながら、逆にそういった地域で活性化を図れるのではないかと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 本部高等学校、北山高等学校に統廃合するわけですよ。北山高等学校の理数科のコースを名護高等学校に移すのですよね。そういう予定ですよ。そうすると、今、北山高等学校は理数科があるから持っているようなものだという地元の意見ですよ。そのあたりが、では北部地域に進学校のような形で名護高等学校を最終的に残そうとしているのかですね。それはどうなのですか。もう一つお尋ねします。そして今中部地区に、そして中南部地区に子供たちが一本会議で報告がありました、210名の子供たちが流れているということは、学校校区を広げてしまったということも関係していませんか。

○嘉数卓総務課教育企画監 学区制の拡大については教育長からも答弁がございましたように、もともと特色ある学校ということで今頑張っていますが、そういったときに自分の行きたい学校に行けないという現状がございまして、保護者、それから生徒、地域から要望がありまして学区拡大をしております。ただ、やはりそれによって国頭地区とか宮古地区、八重山地区でそういった学校に出ていくというのはあると。ただ、やはり我々としてはそれをそれでいいということではなくて、逆に国頭地域は国頭地域でそういったニーズにもこたえられる学校にしようということで、例えば一つの例ですが、地域から一私どもは毎年地区協議会というのをやっているのですが、そちらで、例えば生徒が大学進学のために中南部地区に出ている、それで国頭地区は生徒が減っているのだという声等も随分ありましたので、そういった意味合いで名護高等学校に理数科という形で特色を出して、そういうニーズにこたえられるような特色を出して、北山高等学校につきましてはそういった形で考えていますので、北山高等学校については理数科を名護高等学校に移す形になりますが、逆に北山高等学校は本部高等学校と一緒にして特色を出す中で、これはこれから学校でいろいろと検討しながら学校長が進めていくことなのですが、例えばその中でまた

進学に特化するようなコースとか、そういうこと等も含めて検討していけばいいのかなと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり名護高等学校を進学校として北部地域に1校を置くということが大きなねらいではないかなという思いがするのですよ、今の話を聞いていてもね。そういうことではなくて、やはり地域にそれぞれの学校があればこそ、一昔前にも5割の人たちしか高等学校に行かなかったときには、それは本部高等学校がなくてもそれでよかったかもしれません、名護高等学校に通ったら。でも、今はもう本当に90%以上の子供たちが高等学校に一義務教育化していますよね。その状況の中で、本当に本部高等学校とか、それから辺土名高等学校とか高等学校がなくなったときに地域は絶対に、活性化するのではなくて、人口が減っていくということも統計で出ているわけですよ。ですから本当に最終的な再編のねらいというのは、もう北部地域に進学校をつくってしまおうというのが一名護高等学校にしてしまおうというねらいがあるのではないかと勘ぐってしまうのですよ。そして今、北山高等学校を将来的に進学校にするということは、理数科を名護高等学校に移していてそんなことでもいいのかなと、整合性がないのではないかと思うのですが。

○嘉数卓総務課教育企画監 よく私どもは言われるのですが、進学校とかそういうことではなくて、進学というのは各学校でそれぞれ取り組みます。ただ、そういった中南部地区に出ていっている生徒たちのニーズですね。それが理数科という形で今我々は検討していますが、そういった中でそれぞれの特色を出してニーズにこたえるということで、別に名護高等学校だけを特に力を入れて進学校ということではございません。

○渡嘉敷喜代子委員 時間がありませんので次に進みます。71ページ、陳情第96号ですが、学校図書館司書を平成23年度からそれぞれの学校に定数1を確保したということはとてもありがたく思います。そして、ことしから試験制度も復活したということで、本当に感謝申し上げたいと思います。そこで、今回試験を受け3人の合格者が出たということですが、そのときの面接の中で、事務職に行くかもしれないと、あなたを配置するかもしれないということをおっしゃったことなのですが、司書として試験を受けて受かっているにもかかわらず、また事務職として行くということにちょっと、腑に落ちないという声も聞こえてくるのですが、そのあたりはどうなのですか。司書として今回採用したのかどうかですね。

○平良勉県立学校教育課長　今回は学校図書館司書ということで、事務職員の中の位置づけではございますが、ただ司書として採用としてございますので、司書以外に行くことはないかと思えます。

○渡嘉敷喜代子委員　そのあたりが、事務職に行かせるかもしれないと面接の中で言われたということで、不安を抱いているという話も聞こえてくるのですよね。せっかく試験制度が復活されたわけですから、しっかりと司書としての位置づけをやって配置していただきたいと思うのですが、そのあたりは今後も大丈夫ですか。

○平良勉県立学校教育課長　もちろん将来的には、この司書で合格した方が事務職等を希望するならば、この事務への異動等もあるかと思えますが、本来的には司書として、学校図書館担当として採用させていただきます。

○渡嘉敷喜代子委員　学校事務Ⅱとして試験制度もやっているわけですから、そのあたりをしっかりと本人が司書として試験を受けるわけですから、事務職に行きたいという人はいないかと思えます。そのあたりをしっかりと図書館司書として位置づけていくということを保障していただきたいと思えます。これはもう要望とします。そしてこの試験制度を復活したけれど、これからもずっと採用試験をしていくわけですよ。大丈夫ですか。これからもずっとこの試験制度を継続していきますよね。確認したいと思えます。

○平良勉県立学校教育課長　定数として今確保してございますので、人数的にはどうかわかりませんが、継続的に試験をして採用していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　それでは陳情第175号、請願・陳情に関する説明資料83ページ、竹富町の子供への教科書有償化に反対し、無償給付を求める決議に関する陳情についてお尋ねします。八重山地区の皆さんが3万余りの署名を持って文部科学省に要請に行ったということについて、この要請内容はどのようなものだったのか御存じでしょうか。説明をお願いします。

○狩俣智義務教育課長 1つは無償給付を保障してほしいということ、それから竹富町が9月8日の全員協議に基づいて採択した教科書を認めてほしいと。すなわち9月8日は有効であると。それからこれまでの答申に基づいた採択をなさいたいという、そういう指導・助言を撤回していただきたいと、こういったものだったと理解しております。

○西銘純恵委員 直接、私たちは政治介入をしていると思っているのですが、文部科学省はですね。住民の皆さんが直接そこに対して出向いていったということに対して、文部科学省がその後県教育庁に、その要請等の関連で、何らかの説明なり回答なり文部科学省からありましたか。

○狩俣智義務教育課長 ございませんでした。

○西銘純恵委員 ここは大事だと思うのですよ。地元の皆さんが、子供たち、学校関係者—そこが望んでいない教科書を強制させられるということがもとにありますので、そこはとてもネックになるのではないかと思うのですが、その中で答申そのものについても、調査員の評価が低いものを答申したと。調査員が選定しなかった育鵬社が答申されたと、8月23日ですよ。これについても、住民の皆さんは文部科学省に言っているようなのですが、これに対する見解をお尋ねします。

○狩俣智義務教育課長 基本的には、採択地区内の協議会で採択というものは決めるというスタンスであります。採択地区の協議会において推薦に上がらなかった教科書が採択されたかどうか、その是非についても地区内でしっかり議論をして結論を出していただきたいと、こういう考え方であります。

○西銘純恵委員 調査員が推薦しなかった教科書が答申された事例というのは、よくあるのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 過去に、県内にはほとんどないということでありまして。県外には一部そういう事例もあろうかと理解しております。

○西銘純恵委員 政治介入で近年教科書の、ある意味地域住民、教育委員会の採択権を侵した形でもやられているという実態が出ているというのは、県外で

は一部あるという答弁だと思うのですが、この調査員が選定しなかった教科書を答申したという中に、私は前にも文教厚生委員会で一度やりましたが、この議論の中で教科書を見なくても見たと言えればいいという、普通は調査員が選定したものを一それは専門的に何カ月もかけて調査をして上がってきたものを、専門でない皆さんが選んでいくということだから、この調査員が上げてきた調査書というのはとても大事だと理解しているのですよ。でも教科書を見なくてもいいと。だけど調査員が出したのを選ばなかったということも、とても政治的な意図しか私にはとらえられないのですよ。この前は議事録が手に入っていないという答弁だったのですが、見なくても見たと言えればいい、教科書は選定するのに、幾つもある教科書の中でちゃんと吟味しなくてもいいという、この8月23日の採択地区協議会会長の発言等についても、運営そのもののあり方については、どのような見解を持っているのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 一部不適切といたしますか、そういう運営があったと理解をしております。教科書を見なくても見たと言えればいいと言ったような一そのようにもとれるような発言があったということも承知しております。

○西銘純恵委員 不適切な運営、そして協議会規約そのものも事後承認するか一追認するとか、遡及して一後で役員会で決めていくとかね、相当な民主的運営についても、最初の一8月23日の玉津会長の協議会運営については厳しく見直し、検討が必要とされる一文部科学省に検討してくれというところ、私はここもあるのではないかと思っているのですよ。文部科学省はこれについて、この答申は有効だと、一本で言ってきていますよね。この協議会のあり方について文部科学省は何も言っていないのですか。

○狩俣智義務教育課長 ただいまの件ですね、8月23日の答申の有効性ということについて、これも10月31日に県教育長が文部科学副大臣と会見をした際に、そのことについても根拠といたしますか、有効性の根拠について質問をしております。これに対しても明確な答えはございませんでした。

○西銘純恵委員 文部科学省の問題が出ましたのは、明確に答えきれないというところも一つ大事なところだと思うのですが、もう一点、9月8日に全教育委員で答申を受けた教科書を、同一地区内で同一教科書を採択するというところで皆さんも文部科学省とやりとりをして、いろいろと相談をしながら持ってきた、これについて文部科学省に報告をしていますが、有効とする根拠一9月

8日に東京書籍の教科書が採択された協議会が有効だという根拠を5点上げていただきましたが、答弁をいただけていないので、ぜひ5点については触れていただきたい。最後の1点は特に重要だと思っていますが、どうでしょうか。文部科学省に報告をした9月8日の全員協議の経過報告の中で、協議を有効とする根拠を明確にされていますよね。それをお尋ねしたいと思うのですが。

○狩俣智義務教育課長 私たちは、まずこの件について法律の専門家と一特に複数の専門家の意見をいただきました。その中で共通してあったことが、協議の成立要件と協議の有効性の観点、そこが重要になるというお答えでありました。成立要件としましては、開始時に正員一メンバーが全員いたかと、そのメンバーは協議の趣旨と目的を知っていたかといったようなことであります。それから有効の要件としましては、決定の際に一採決において著しく不当な方法が用いられていなかったかと、そういうところは重要であると、そういったことであります。その件についてであります、開始時に正員が全員いたということでもあります。それからそのメンバーは協議の趣旨と目的を知っていたと。さらに、協議の開催に反対する委員は1人もいなかったと、こういったことが成立の要件ととらえております。それから採決に著しく不当な方法が用いられないかということでもあります、これは多数決の原理というものは広く社会で承認された方法であるということでもあります。そのように私どもは意見を伺いまして、そういった観点に基づいて有効であるという認識に至っております。

○西銘純恵委員 有効だということで、文部科学省にもこの9月8日については明確に同一の教科書が採択されたと判断すると報告されましたよね。ただ文部科学省は2カ所から無効の意見が出たからということで、ずっと一緒にやってきた全員協議についても否定をするというやり方できている。ここに文部科学省のやり方に特に問題があると私は思っているのですが、その文部科学省と、もう一点お尋ねしたいのは、自民党の文部科学部会—自民党が12月10日付の報道では、9日に自民党の文部科学部会が文部科学省に対して、竹富町教育委員会は教科書の同一採択を定めた無償措置法に違反していると指摘し、直ちに是正要求して強い指導力をもって竹富町教育委員会の違法行為を文部科学省は追認しているが事態を收拾すべきだと自民党の同部会が文部科学省に言っているところを報道を受けて、これは本当に全くとんでもないと。事態收拾に向けてやるのは同一教科書を採択したにもかかわらず、石垣市教育委員会、与那国町教育委員会が、自分たちは採択して意に沿わないからノーだというような、民主主義を否定するようなことをやっているから問題であるのであって、

逆にこの自民党の同部会が竹富町教育委員会の違法行為を追認しているのではないかというようなことを言っているとありますが、竹富町教育委員会は違法行為をやったのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 午前中にもお答えしましたが、竹富町教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律―地教行法に基づいて採択をしたと承知しております。

○西銘純恵委員 違法行為をやらない―適法に教科書を採択しているということですね。だからこのような、自民党の文部科学部会ですか、明らかに政治介入まで、この期に及んで出てきているというのは、もうとんでもないと思うのですよ。それで、今後どのようにして解決するかというところで皆さんは再度協議の場を持って一致をさせていくということを行っていますよね。県教育委員会は明らかに合法にずっと手順を踏んで、文部科学省と相談をしながらやってきたと。だけど、やったことに対して文部科学省が、ある意味ではちょっかいを入れて、これをこじらせていると思うのですよ。今後、同一の話し合いをするという場には文部科学省も出席をして、ある意味では石垣市教育委員会、与那国町教育委員会に対して決まったことに従いなさいというところまで行かないと、これは解決つかないのではないかと私は思うのですが、今後の解決、12月末までにどうのとか、いろいろ期限ももちろん迫ってくるわけですね。だから本当に事実上、法にのっとって憲法第26条をちゃんと、無償措置法を生かして解決をする手だてというのはどんなものなのかというところで、もう一度具体的な行動といいますか、そこをお尋ねしたいのですが。

○狩俣智義務教育課長 無償措置法は協議して同一の教科書を採択しなければならないと、このように定められておまして、県教育委員会の考え方としては、法にのっとった処理の方針というものは3市町教育委員会による協議しかない、このように考えているわけです。ただ、一方では文部科学省の指導・助言があります。これは平たく言いますと、答申に基づいて採択させなさいというような指導・助言であります。この答申に基づいて採択をさせなさいということを根拠に、2市町教育委員会は協議をしないというように主張しているわけです。これはどういうことかといいますと、その指導・助言がある限りなかなか協議というものはできません。私たちが協議をなさいと言ってもなかなか協議をしませんよということについて、これについても文部科学省に何度か申し上げてきているわけです。まずはこの指導・助言を一たん棚上げにし

て、協議をなさいと言えば問題は早く解決するはずですよということも申し上げてきております。そういう現状があって、私たちの動きもなかなか実効性が伴わないという現状があることは非常に残念だと、このように考えております。

○西銘純恵委員 この件については10月31日に文部科学省が、答申そのものが、それに従えと言っていること自体適法かということも含めて、竹富町を有償にすることが適法かということについても、文部科学省自身が明確に答えないまま、それを押しつけてくるということについては、ある意味では議会の議員の中でもちゃんと民主主義と法と憲法にのっとった教科書採択の方法をとということで、議会のほうでも事態の收拾を図るという方法がとれないかということも議論しているのですよ。ある意味では、県教育庁がとっている立場というのは本当に独立した各教育委員会とか、教育の政治的中立や独自教育を全うするという立場をとっているが、これに対して文部科学省や自民党の部会が相当な圧力をかけているということが見えてきましたので、それは私たちはまた支える側の力になるのかなと思いますので、文部科学省が答えきれない—答えないけれど強硬にやってくるということについては厳しく答弁くださいと、その回答がなくては県民は納得しませんというところまで、もう少し突っ込んでやっていただきたいということを要望して次に移ります。

81ページの陳情第148号ですが、学校の統廃合ですよ。これは陳情者が地域住民との無用なトラブルを避けるために、地域住民との合意のない中での拙速な統廃合計画を見直すよう配慮してもらいたいという陳情になっているのですよ。そのトラブルを避けてというところは重要だと思うのです。教育は地域の皆さんと一緒に教育をやっていく、学校教育もその趣旨に立つべきだと思うのですが、トラブルを起こしていると。宮古島市の学校統廃合ですね。でも、県立学校も名前が出た地域すべてがもう、もしかしたら100%反対の火の手が上がるのではないかとというように、地域住民の皆さんとのどのような、この地域の教育をどのようにつくっていくかという議論がとても弱いというのが大もとにある。教育論を議論されていないと、そして経費をどう削減していくかというところに主眼が行っているのではないかと思えるような学校統廃合になっていると思うのですよ。住民とのトラブルを避けるということに対する県教育長の見解をお伺いします。

○大城浩教育長 午前中も嘉数教育企画監からも今回の事案につきましての件につきまして、るる説明をさせたつもりでございます。やはり今回は、素案を策定していく際に社会の変化とか、あるいは生徒の多様化というさまざまな

視点があって、子どもは昨年度から素案作成にかかわってまいりました。その素案の発表の時期がいろいろな御意見を聞いていく中で課題もあることも十分承知をしております。そういう中で今やっていることは、やはり地域での説明会等々を通していく中で、子ども素案をしっかりと説明責任を果たしながら、地域の御意見をしっかりと聞いていくと、そういったスタンスでございます。

○西銘純恵委員 学校統廃合について、やはり教育費の削減というところで小さいところを切り捨てていくというものが出来、昭和48年に文部科学省は各都道府県の教育委員会にこの学校統廃合についての通達ですかね、それを一学校統廃合だけに関して出しているのですよ。これはこの間の問題点が大きく噴出したということでもって出していると思うのですが、私はこの通達の内容について、ぜひ今明らかにしていただきたい。県教育長はその立場に立って学校統廃合のことを考えているのかどうか。そこが一番ネックだと思いますので、明らかにしていただきたい。

○狩俣智義務教育課長 地域の学校の統廃合について、文部科学省から昭和48年9月27日付で通知があります。その内容ですが、適正規模というものを重視するというものであります。その上で余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならないというものであります。さらに小規模学校においては、教職員と児童・生徒の人的な触れ合いや個別指導の面で、小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すると、このようにあります。

○西銘純恵委員 小規模校一適正規模というのはもう明記されていないと、各地域の教育委員会に任せると午前中でも答弁があったのですがね。やはり教育は地域で考えるという立場なのですよ。それで小規模校の統廃合というのが一廃校も含めてあるものですから一高等学校もそうです、小規模校と言われているところと大規模学校ですね。教育的にどのように評価をされましたでしょうか。私は大規模校ほど分離するという、問題が大きいのではないかと思っていますのですよ。特別支援学校も大平特別支援学校なんて大規模校で、敷地もないのにどんどん畑とか、そういう教育施設をつぶして校舎をつくっていくとか、そういう状況があって、大規模校と小規模校の教育のあり方といいますか、それはどのように討議をされて、検討されて、結論としてどのようになったのかお尋ねします。

○狩俣智義務教育課長 まず小中学校におきましては、大規模校それから適正規模、小規模、過小規模といった定義はございます。大規模校といいますのは18学級より大きな学校と一小学校で18学級より大きな学校、中学校においても18学級よりも大きな学校と。適正規模というのが12学級以上18学級以下ということでありまして。これは中学校においても12学級以上18学級以下ということでありまして。小規模校については、小中学校ともに12学級より少ない学校ということでありまして。さらに過小規模校というものがございまして、これは小学校で5学級以下、中学校で2学級以下というものがあります。学校の統廃合については法的に県教育委員会は関与できないというものがあります。その上で、各市町村教育委員会においてしっかりコンセンサスを築いて形成して対応していくことが望ましいという考え方でありまして。

○西銘純恵委員 でも、沖縄県の義務教育をどうするか、そして高等学校教育を一学校教育そのものは県の、これから先の沖縄県民の人格をどのようにつくっていくかという大事な部分で、ちょっとはいできないけれどこの市町村教育委員会がこういう計画を持っているというものに対しては、皆さんは相談を受けながらやる立場にあると思っておりますよ。皆さんが一切知らないところで、宮古島市ではそういう学校統廃合が計画されたのでしょうか。まずこれからお尋ねします。

○狩俣智義務教育課長 宮古島市の学校統廃合に関することではあります、県教育委員会に対して特に事前の相談というものはありませんでした。

○西銘純恵委員 そうしますと、この文部科学省が出している学校統廃合についての重要な部分について、地元でいろいろと問題が出ている観点から、県教育庁がしっかりと住民の皆さんとコンセンサスを得るようということでも、助言というのはできると思うのですよ。そこら辺についてはやるべきだし、また県立高等学校についても、これはその立場でやるべきだと思います。先ほどお尋ねしたのは、大規模校とこの小規模校というところの教育の一効果という表現は適切ではないと思うのですが、教育的に評価がなされたのかどうか。要するに大規模校はどういう問題があって、よさがあるとか、そして小規模校についてもそういう比較の上でどのようにするということがなされて、今度の高等学校再編が出てきたのかお尋ねします。

○嘉数卓総務課教育企画監 高等学校の編成整備をお答えいたします。先ほど来、適正規模ということでもいろいろ申し上げておりますが、高等学校の場合はやはり小中学校と違いまして、基本方向にも書いてございますが、社会に出て行く前の大切な時期ということもありまして、いろいろな生徒たち、先生たちとの交流とか、あるいは部活動とかそういう行事とか、そういった面で、やはりある程度の規模が必要であるかと。ただ、先ほどの市町村に対する小規模の学校に対する文部科学省の文書にもありましたように、地域の中での高等学校というのもございますので、やはりその辺は大事だと考えております。今、教育長からも何回か答弁がございましたように、地域の中で私どもの案を説明しながら地域からの意見を今伺っております、それをまたどう考えていくのか、今後また検討していくというようにしております。それから大規模校でございますが、実は今度の実施計画でもいろいろとありました。それで高等学校について一やはり過大規模校については目が届かないとか、そういった課題もございますので解消しようと、いわゆる定数のほうで、ほかの学校のほうでということも検討しましたが。ただ、その過大規模校のほうに行きたいというニーズが非常に強いということもありまして、この辺については10年間でじっくり考えようということ、長期的な検討という形の中で盛り込んでございます。これは今後またその辺も含めて検討しながら考えていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 関連するのですが、53ページの陳情平成22年第199号、子供を貧困から守るための施策を求める陳情の就学援助と今の特別支援の関連のヘルパーというところでありまして、特別支援の教育で、教育ヘルパーそして生活援助のヘルパーも必要なのですが、先ほど、過大規模校は10年単位でと言われたのですが、特別支援の一小中学校で情緒障害特別支援学級—情緒学級、発達障害とかそういう生徒たちが特別支援高等学校に行かないで—行っていないのは今度はフューチャースクールという表現をされているのですが、これは考え方は通学できる地域に、基本的には地域の高等学校の中にこういう生徒を受け入れるというクラスをプラスして考えていくべきではないかと思っております。そういう検討はなされないで、とりあえず中部地域と南部地域がそういう生徒が多かったということで、北谷高等学校3クラスというのが出ているのではないかと思うのですが、実際は通える範囲内のそういうところに、小中学校の情緒学級と同じように高等学校に受け入れるシステムはつくれると思うのですよ。金がかかると思うのですよ。教師をどう配置するかということで、そういう検討はなされたのでしょうか。なされないまま北谷高等学校の例が出たのですか。そこだけ確認したいです。

○嘉数卓総務課教育企画監 繰り返しになるかもしれませんが、今回、北谷高等学校フューチャースクールで考えていますのは心因性の不登校です、それから発達障害です。これらの生徒たちについては、当然、通常の学校ですべて受け入れてうまく対応できればいいですし、当然それなりの行政としての対応をしているのですが、なかなかですね、先ほど申し上げたように、1つの学校で、集団の中で何名かの生徒にやるためには、それなりの先生の専門的なものがどうしても不足するとかですね。それから先ほどの学び直しの部分で学力等についての弾力的な対応が難しいとかですね。そういうことがございますので、今回、こういう提案をさせていただいて、これを全学校で受け入れられるような学校にしていくということは、当然、将来的に考える必要はあるかと思えます。

○西銘純恵委員 先ほど、情緒学級は義務ではありますので、それを高等学校に入れられないというのは、やはり文部科学省のそもそもの教育の予算がネックにあるからだと思いますのですが、少なくとも県教育委員会が南部地域、中部地域が多いということであれば、そこに一極集中ではなくて、それを先にどこどこにやるというような、できるだけ通える距離ですよ、通学できる距離ですよ。ただでさえ教育困難でありながら通学距離が遠距離になるということ自体は、とてもではないが教育負担というのは重いわけですよ。だから、やはり県教育庁は検討すべきだということを指摘しておきます。

最後にもう一点ですね。今の陳情の中で就学援助なのですが、私は子供の貧困というのが教育現場の中でも調べられないといけないと思っていますのですが、具体的に県教育庁が調べた形跡はなさそうなものですから、調べ方の一つの方法として、子供たち一人一人のプライバシーがどうのと前にも一度答弁を受けたことがあるのです。でも、学校の教師から見た、クラスの子供たちが食事はとっているかとか、授業料は一校納金はおくれているか、学校給食の支払いはどうかとか、教師に対する調査というのは私は可能だと思うのですよね。だからそういう実態を学校—教育現場の中でとらないで、どれだけの貧困の状況があるかというのは、皆さん自身が認識できないと思うのですよ。だからその調査について、まず先にやるべきではないかと思っていますのですが。教師に対してできると思うのですよ。

○安慶名均財務課長 子供の貧困ということですが、就学援助で今、小中学校については対応がされているところですが、就学援助は市町村の事業で実施しておりますが、県教育委員会ではその市町村の就学援助の実態調査、これまで

決算的な一金額的な調査だけにとどまっておりましたので、各市町村でどのような基準で就学援助を実施しているか、ある程度詳細に調査を実施いたしました。その結果を各市町村に情報提供いたしまして、各市町村で周辺市町村等の実施状況も見ながら、各市町村でその拡充等に取り組んでいただきたいということで、調査を実施して情報提供をいたしております。

○西銘純恵委員 今の就学援助ですね、皆さんに調査をかけて、生活保護基準以下の支給というところもありますよね。生活保護以下なのですよ。生活保護を受けている1.3倍とか1.5倍というものまで就学援助が受けられるというのがどんどん削られて、今、生活保護以下でしか就学援助をやらないとかというのも一市町村では出ていますよね。出ていませんか。

○安慶名均財務課長 これは就学援助の認定基準になろうかと思いますが、市町村に調査をしたところ、認定基準として市町村民税の非課税世帯を対象にしているとか、あるいは生活保護の停止、あるいは廃止世帯を対象としたり、児童扶養手当の受給世帯を対象としたり、今、西銘委員がおっしゃるように生活保護を基準に一定の係数をかけた形のものを基準にしているということで、市町村によっていろいろありますが、複数の基準も持ってそれを対象にするように一今されているのが実態でございます。

○西銘純恵委員 就学援助について、本当にこの貧困の状況にある子供たちがどれだけ拾えているかということも問題があって、一定の水準の一高いところをやるとかというのは一つの前進だと私は見えています。でも例えば、修学旅行の満額支給というところは少ないと思うのですよ。就学援助を受けながら修学旅行の一部負担が出てきたら、その一部負担金がなくて行けるのということとかね。この就学援助制度そのものが不備な部分がいっぱいあるのですよ、十分に生かされない。これは一応おいておいて、ぜひ市町村に対する拡充をお願いしたいのです。私がお尋ねしているのは、朝から学校にきて歯磨きをしていないとか、朝食をとっていないとか、いろいろな子供の状況というのは学校の先生一クラス担任が見えるのですよ。保健室の養護教諭が見えるのですよね。そういう調査をとれば、実際は就学援助の数どころか、これの数倍の子供たちが普通の子供の生活をやりきれない。ましてや教育を受ける前段の基礎的な生活が送られていないということが見えてくると思って、そういう調査をしてほしいということをお提起しているのですよ。ですから学校のクラス担任とかそういうところに投げる、養護教諭に投げる、そういう調査で十分だと私は

思うのですが、このような沖縄県内の子供たちの実情を知る手だてとして、一度、県教育庁でやるべきではないかと思うのですが、検討できないですか。

○大城浩教育長 就学援助につきましては、先ほど財務課長からも答弁をさせてもらいました。ただ、今の西銘委員のいわゆる別の角度からの実態調査、これは非常に難しいかと思えます。理由はやはりプライバシーのさまざまな問題が含まれているような気がいたしますので、今、西銘委員が御提案のような趣旨の実態調査はやはり厳しいのではないかという認識をしております。

○西銘純恵委員 私はどのクラスのどの子がどうなっているということを聞いているのではないのですよ。40人いるクラスの子供のうち、ちゃんと朝食をとれている子は何割いるかとか、何名いるかとか、そういうのはクラス担任に一度調査をかければ、数字的にも上がってくると思うのですよ。それを調べて、ではどういう手だてをとるか。私は不登校問題は貧困が大きいと身近では感じているのですよ。母子世帯や父子世帯、子供の面倒が見れない、仕事もパートで夜遅くまで仕事で朝は起きられないと、親がですよ。子供は食事をしないで学校に行くという実態があるのですよ。そういうことを調べるというのは学校側一教師はみんなわかっていますよ。だから一度かけてみたらどうですか。プライバシーなんて関係ないですよ、そんな問題ではないですよ。やはり貧困対策をどうするかという一逆に言えば課題が出てくることがやれない理由になっているのではないのか。やはり手だてをとらないといけないというところは、実態を把握する以外にないですよ。最後に答弁を求めて終わります。

○安慶名均財務課長 先ほどもお答えいたしました。県教育委員会としてはこの市町村の自主事業である就学援助事業の拡充を図りたいという気持ちで、各市町村から就学援助の実態調査を実施いたしました。その結果を他の市町村の情報も含めて各市町村に流しています。それを市町村で分析あるいは他の市町村と比較をしながら、その対象の項目であるとか金額とか、そういったものを拡充してほしいという趣旨で情報提供をさせていただきますので、それを受けて、小中学校ですから各市町村教育委員会なりが、その必要性等を検討して調査を実施することも一つの考えかと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 私も関連して、この学校統廃合に関する陳情の「地域住民との合意のない中での拙速な統廃合計画を見直すよう配慮してもらいたい」という関連で、今、県教育委員会が進めている県立高等学校編成整備実施計画ですが、10年をかけて今取り組むということですが、これは決定事項なのですか。

○大城浩教育長 あくまでも素案でございます。

○上原章委員 ということは、中身的には変更もあり得るということですか。

○大城浩教育長 ただいま各地域で素案について意見交換をしている状況ですので、我々も素案に対しまして特段の大きな理由でこうしてもらいたいという変更の理由が妥当であれば、変更する可能性も十分ございます。

○上原章委員 やはりこの地域の合意というのが非常に大事だと私は思うのですよ。今回、皆さんはこういう計画を出す前に地域の、例えば首長一行政の責任者、教育委員会、その関連学校関係のP T Aの責任者とかの意見交換というのはされたのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 先ほど申し上げたように、基本方向という中で、その学校で課題がある、そこに対してどうするかとか、そういう意見交換は市町村教育委員会の教育委員長であったりとか当該学校長とかですね、そういう部分はやっておりますが、このでき上がった素案の形で意見交換をするのは、ただいまやっている状況でございます。

○上原章委員 順序が逆ではないかと私は思うのですよ。これだけの骨子を表に出す前に、しっかりとこの地域の一特に関係する責任者の方々とはこういう方向性で進めたいがどうですかという意見をまず聞いて、それからしっかりした県教育委員会の素案を出すべきではないですか。今回、これだけ各地域で皆さんが出したものを、本当に首長を筆頭にこれは絶対受け入れられないと、そういう一実きはきょうも北谷町ではその反対の会合があると聞いていますが、久米島町でもせんだってあったとも聞いておりますが、この辺は私は全く逆だったのではないかと思うのですが、いかがですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 県立高等学校編成整備計画について地域への説明といたしますか、そういった部分については実は現行計画でもいろいろございまし

たので、私どもとしては、やはりそういうことが必要だと考えておりました。先ほども申し上げたように、基本的な考え方、あるいは学校ごとにその学校の課題、あるいはなくすのかという部分の突っ込んだ議論もいろいろやったところもございます。ただ、これがやはりどこのタイミングで公表するかということもいろいろあったのですが、我々としては懇話会の中で議論をいたしますので、あわせて説明をしながらやっていこうということでもございました。ただ、どうも県教育委員会の決定であるというように伝わってしまった部分がございます。その辺については今、地域との説明会の中でその部分も含めて、学校をどうしたほうがいいのかを含めて意見交換をしているところでございます。

○上原章委員 一例を挙げますと、この北谷高等学校のフューチャースクール、具体的にクラス編成がどのようになるのか、もう一度説明をお願いできますか。

○嘉数卓総務課教育企画監 ただいまの案では8クラスございます。中部地区が多いということで、こちらを案として提案させていただいておりますが、一般募集枠を2クラス、学び直しのクラスを3クラスということでもございました。これについては地域の意見交換の中、あるいは懇話会の意見でも少なすぎるのではないかと御意見もございましたので、実はこれを決めたときには、学び直しの学校の生徒たちというのは心因性であったり、発達障害ということ等があって、いじめとかその辺のかかわりの問題でそういう形になったのですが、ただ、今そういう意見も多数いただいておりますのでその辺も含めて一般募集をふやすことも含めて検討しようと思っているところでございます。

○上原章委員 普通科が8クラス282名、直近の入学者がですね。その前の年が320名と、約300名とこの10年間の推移がある地域なのですが、これを突然2クラスということを見ると、明らかにこれは地域の子供たちが学ぶというものを崩壊させるのではないかと私は思いますので、この学びの必要な一そういった発達障害とか不登校の子供たちを守るということの趣旨もわかるのですが、余りにも今回の皆さんのやり方というのが乱暴すぎないかと思っております。ぜひ、地域の人たちの求めていることに真摯に耳を傾けて、これはもう一度見直す必要があると私は思うのですが、教育長いかがですか。

○大城浩教育長 先ほども答弁しましたように、この素案につきましては各該当地区でしっかりと説明会を持っていく中で、意見交換をしていく段階でございます。その中で、その素案にかわるようなすばらしい案が出てくるかもわか

りませんので、柔軟に対応していきたいと考えております。

○上原章委員 少子化という一これはあくまでも全国的な話の中で、沖縄県はまだまだ十分、子供もこの10年間生まれるという、むしろ今後どう子供たちを守るかという視点を持っていかないと、こういう今の体制そのものが後退するようなことがどの部分においてもあってはいけないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

もう一点、本会議でも質問をしたのですが、請願・陳情に関する説明資料66ページの学校を地域防災の拠点に整備することを求める陳情。今現在、小中高校とあるのですが、防災拠点一いざ災害が起きたときの避難場所に指定されている数はわかりますか。

○具志堅侃保健体育課長 災害発生時の避難場所の指定については、各市町村、各地域防災計画において指定なされております。避難場所指定にある県内学校数は、小中学校で417校中379校、県立学校におきましては76校中32校ということになっております。

○上原章委員 それで皆さんの処理方針を見ると、例えば2番目の「水・非常食料・医薬品などの備蓄につきましては、各市町村地域防災計画の中で検討されるものと考えております」とかですね。あとは4番目の「学校と地域が一体となった地域防災は、各市町村が主体となって取り組むものと考えております」とか、余りにも県教育委員会は市町村に一いろいろ役割はあると思うのですが、先の大震災を考えると、広域的にあれだけの災害が起きると、やはり県がしっかり防災について認識を改めないといけないうのかなと思うのですが、特に学校現場を預かる県教育委員会としては、この各地域が避難場所に指定されているわけで、ぜひ県教育委員会がリードしてこういう備蓄の状況とか、またこの地域防災一いざというときにどういう体制がしっかり組まれているのか、私は県教育委員会が認識していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○具志堅侃保健体育課長 そういう努力は今後続けていきたいと思っております。ただ、市町村と学校が一体となって避難訓練も現在行われておりまして、その際にほとんどの市町村もしくは市町村教育委員会が主体となり、学校と一致協力をしてそれに取り組んでいるという状況であります。ですから、もちろん市町村との連携も我々はとらないといけないう思っていますので、学校現場には市町村教育委員会を通して、そういう要望等も随時やっていきたいと思っております。

○上原章委員 この処理方針を見ると、この32校の県立学校も、これは市町村がしっかり備蓄をやらないといけないのですか。

○具志堅侃保健体育課長 備蓄に関しては、県の防災本部の計画の中にそういうものがありまして、学校現場で備蓄ということは、やはり生徒を優先にしていますので、学校給食の分野に関しては生徒数の分は、その日の分は確保しております。そして予算的にも市町村が学校給食においては措置してございますので、一般住民の部分に関しては難しいということにつながるかと思えます。

○上原章委員 ということは、今、学校現場で避難指定されている場所に一般住民の水とか食料とかというのは全くないのですか。

○具志堅侃保健体育課長 学校現場の水道水というのはございますが、それが全部ストップということになりますと、その辺の備蓄がない限りは難しいかということ考えております。

○上原章委員 いやですから、当然災害が起きると水もストップトイレも使えないとかね。また電気もストップすることが想定されるわけですよ。そのときに住民が避難してくるわけですが、そのときに避難指定をされている学校にそういった備蓄は全くないということですか。

○具志堅侃保健体育課長 一応、県内の備蓄状況なのですが、41市町村の中で21団体が備蓄をやっているということの報告を受けています。そして、まだ備蓄がないというのが19団体、ただいま回答がないところが1団体ということで、51.2%は備蓄をやられているという報告を受けています。

○上原章委員 ごめんなさい、私は団体というのがどういう団体かわからないが、学校現場の話を今しているのです、そこはあるのですかと聞いているのです。

○具志堅侃保健体育課長 学校現場自体にはゼロであります。

○上原章委員 これは全国的にそうなのですか。沖縄県がそうなのですか。

○具志堅侃保健体育課長 全国的に調べておりませんが、すべて学校で備蓄し

ているという話はまだ入っておりません。

○上原章委員 すべてとかそういう極端な話ではなくて、いざ避難をするというその場所に、こういった避難をしてきた人たちの備蓄は一切ないということをお聞きしたのですが、これは今後、必要性の検討はないのですか。

○具志堅侃保健体育課長 文部科学省におきまして、備蓄についてちゃんと話はされております。ただ、それが予算措置があるかないかというのも一切そういう報告はございません。ただ、備蓄の必要性に関しては問われております。ちゃんと問うております。年次的にそういう方向ももしかしたらあるということも考えられます。

○上原章委員 今、地域防災計画は県が見直しを行っているわけなので、ぜひ学校現場を預かる県教育委員会としても、この防災についてぜひ庁内でいろいろな角度から検討をしていただきたいのですが、今の備蓄がないというのは私も認識不足でしたが、こういう状態でいいのかなど。ましてや子供たちを含めて守れるのかなという思いがしますが、教育長、確認なのですが、今のこの防災について、国は第3次補正予算で全国的に耐震化を含めて、この学校の防災強化をしっかりと取り組むということで予算化していますが、県教育委員会はこの第3次補正予算について国からの予算の確保とか対応はされていますか。

○石垣安重施設課長 今回、第3次補正予算で、一応、那覇市ほか1市町村に耐震の改築の予算を計上しています。

○上原章委員 東日本大震災を受けて9カ月、もう本当に東北地方のほとんどの学校が避難場所で、多くの方がずっとそこで避難生活を強いられているわけですが、沖縄の場合もこれだけ海に囲まれた県なので、いざとなったらやはり多くの方々が学校に逃げるという認識なのですよね。そういう意味では、いざ避難をしてきた人たちを学校現場で守る意味でも、今のあらゆるインフラがストップしても大丈夫だというぐらいの体制を全庁を挙げて議論をしっかりと深めてもらいたいなど。ですから、今取り組んでいる防災計画もこの辺の見落としがないように、今一般の方々が学校に避難してきても備蓄がないというのはこれでいいのかと、国のあり方も確認していただいて、しっかりとした体制を組んでいただきたいと。最後に、教育長の答弁を求めます。

○大城浩教育長 今回の3・11といいますか、未曾有の大震災を受けまして、日本中が大きな試練に立たされているということは皆さん御承知かと思えます。私どももこの危機管理のマニュアルを、これまでもありましたが、その中では津波という想定が残念ながらなかったわけです。それでそういったことも受けながら、今早急に庁内でも学識を有する方々を招きながら、この危機管理マニュアルの再構築といいますか、新しいものを作成していく段階でございます。その中で、今の上原委員の御提案をしっかりと受けとめながらいいものをつくっていききたいと、そういう思いでございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 先ほど来質疑が出ております八重山地区の教科書問題について質疑をさせていただきたいと思えます。その前に、この問題が発覚して約4カ月になります。我々が従前から言っているのは、やはり地元の方々がしっかりと協議をして選ぶ教科書を尊重しようということなのですね。その一方で、やはり合法的にしっかりと手続を踏んで、瑕疵のないような手続を踏んでいくということがまず大切だということも踏まえて、私どもはやはりメディアとは若干違う見解かも知れませんが、やはりしっかりと事実確認をしなくてはいけない。そういう視点からすると、もう12月も半ばに差しかかってまいりました。次年度の教科書がまだ決定していないと。ただ、文部科学省の方針はある程度理解はしてきました。そこでお聞きしたいのは、まず県教育委員会として、一番最善なこれからの手続として新たな協議を再開していただきたいと。3市町教育委員会による新たな協議会を、要するに無償措置法でいう一本化に向けての余裕がまだあると。余裕というか、若干の時間的な厳しい状況があるにしても、一本化に向けてやっていただきたいというものが見解にあったと思えますが、この限られた時間で再協議を行うような素地がまだ残されているのか。そしてその状況というのは、3市町教育委員会は理解をされているのか、そのあたりから少しお願いできますか。

○狩俣智義務教育課長 この無償措置法の第13条第4項は、協議して同一の教科書を採択しなければならないと、このようになっておりまして、法にのっとった処理方針は3市町教育委員会による協議しかないと、このように理解しております。さらに本会議の中で県教育長も答弁をいたしました。この協議をして同一の教科書を採択しなければならないということは、換言しますと同

一の教科書が採択されるまで協議が行われなければならないと、このような解釈になります。この協議をして、その協議をどこまで促進して実現させることができるのかという御質問でございますが、こちらの一県教育委員会の方針としては、とり得る方法というのは協議して同一の採択をするしかない、こういう考え方でありまして。ただ、先ほど西銘委員にもお答えいたしました、国は答申に基づいて採択させなさいという方針を9月14日に出しているわけです。その9月14日に答申に基づいて採択させなさいという方針が出た時点で、2市町教育委員会はそのことを理由に協議はしませんという、そういう意思表示をしているということでありまして。県教育委員会としては文部科学省に対して、その答申が一答申どおり採択させなさいという指導・助言がある限りはなかなか法にのっとった協議というものは困難であると。したがって、その指導・助言を一たん棚上げをして、協議させることが得策なのではないかということで御提案を申し上げましたところ、その協議の促進については県でやっていただきたいというみの回答しかいただけなかったということで非常に残念であると、このように考えております。

○佐喜真淳委員 るる説明をいただきましたが、先ほど言ったように限られた時間であると。文部科学省と県教育委員会の見解も違っていると。一方で、地元の3市町教育委員会の決定も異なっていると。皆さんはやはり無償措置法の中の同一の教科書を設定するに当たっては、やはり新たな協議というのも必要ということで今までできたのです。そういう中で私が確認したいのは、本当に新たな協議の場ができるのかどうか、その努力をしているのか。そして先ほど言ったように、3市町教育委員会はやりたいというのか、そういう意識があるのかどうか。というのは今もうある程度、言ったように、文部科学省は採択地区協議会の答申が有効であると判断をされているのです。全員協議会の決定はある意味無効だと言われていると。そこに皆さんとの意見の違いが出ているものですから。ただ、やはり地元と法的に瑕疵のないような形で選んでいただきたい。やはり地元の意見というものも尊重したい、一方でしっかりと無償を各3市町教育委員会、いわゆる八重山地区の子供たちに無償というものは必要であるという視点から、皆さんの今後の対応というものを確認しているのです。できないのであればできないという発想なのか、それとも今も継続的に努力をして再協議が文部科学省の了解のもと可能なのか、もう一度答弁できますか。

○狩俣智義務教育課長 答申どおり採択しなさいということは、県教育委員会として基本的に非常にしづらいということでありまして。これは法にのっとった

処理と果たして言えるかどうかというところで非常に疑問があります。その辺のところがありまして、やはり法にのっとった処理—コンプライアンスということを中心にしていく以上は、そのような指導・助言は非常に難しいということでもあります。

○佐喜真淳委員 今、狩俣義務教育課長から説明がございましたが、文部科学省のいう採択地区協議会の答申は、県教育委員会としてはこれは認められないという見解だと私は思います。9月8日の全員協議会は県教育委員会も有効だと、判断ということで私は理解をしております。一方で、今言った法的な根拠論としてこの2つの—採択地区協議会といわゆる全員協議会の違い—というものは何なのか。皆さんが法的に持っている、いわゆる文部科学省との違い—見解の違いは。先ほど法的に合法でなければいけないのですが、皆さんが採択地区協議会は認められない。しかし全員協議会は認めるという見解の—合法的な見解—というのはどういう根拠なのか。

○狩俣智義務教育課長 まず8月23日の採択地区協議会答申であります。これは認められないという立場ではありません。答申は答申としてなされたという見解であります。ただし、この答申は無償措置法の第13条第4項に基づいて答申がなされたわけですが、この答申には法的拘束力はないということもまた事実なのです。一方で9月8日の全員協議というものは、これも無償措置法第13条第4項に基づいてなされた全員協議というように見ることができます。この9月8日全員協議が有効だとした場合には、これには拘束力が生じてくるということでもあります。そういう違いというものがあります。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から執行部に対して9月8日3市町教育委員全員協議を県教育委員会が有効とする法的根拠と文部科学省との解釈の相違点を答弁するよう指摘がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

狩俣智義務教育課長。

○狩俣智義務教育課長 県教育委員会の3市町教育委員全員協議の有効性についての見解でございますが、次のような見解を持っております。まずこの全員

協議会というものは、無償措置法第13条第4項に基づいて開催された協議であるということをもとに認識しております。その上で協議の有効性ということについてでございますが、その有効性を判断するときに2つの観点があろうと。1つは成立の要件、そしてもう一つは有効性の要件であります。成立の要件としましては、この無償措置法において協議の方法というのは当事者が決めるというような、そういう法律になっているということでもあります。さらに成立の要件の中に、その会がスタートするときに構成員全員がそこにいたかということでもあります。それから構成員が協議の目的を理解をしていたかということでもあります。これらはいずれもそうであるということでもあります。それから有効性の要件としまして、その採決等において著しく不当な方法で物事が決定されていないかということでもあります。この中では多数決の原理が採用されたわけではありますが、多数決の原理というものは広く社会に認められた方法であると、このように理解をしております。以上によって協議は成立していると、さらにそこでの採決も有効であると、このように理解をしております。

一方で、文部科学省はどうかということでもあります。文部科学省の考え方についても承知をしているつもりでございます。文部科学省も、無償措置法第13条第4項には協議の方法等が定められていないことから当事者が決めるのだと。その際に当事者の合意というものが非常に大事になってくるという説明をしております。その際に、当事者である2人の教育長から無効との訴えが文書で発出されているので、合意というものが果たして形成されているのか疑問であると、こういう説明を私たちは文部科学省から受けております。

○佐喜真淳委員 もう一度確認しますが、いわゆる全員協議会の、皆さんの法的根拠というものは無償措置法という法律で有効だという判断でよろしいですね。皆さんが有効と認めているのは、無償措置法第13条第4項で有効としているのですよね。

○狩俣智義務教育課長 9月8日の3市町教育委員全員協議は、無償措置法に基づいた協議であるということでもあります。

○佐喜真淳委員 そこで今言われたように、それを根拠として成立—有効というお話がございました。まず確認したいのは、どうしてもこの全員協議会の解釈が文部科学省と県教育委員会の見解が違うのです。成立したかしないかも含めてなのですが、今、狩俣義務教育課長がおっしゃるように、成立ということではなくて当事者が決めると。当事者間というのは3市町教育委員会でもよろし

いですね。

○狩俣智義務教育課長 はい。

○佐喜真淳委員 そこでこの全員協議会の後だと思うのですが—それでは私が読み上げます。臨時教育委員会という全体会の中で、各教育委員会の協議結果というのかな、与那国町教育委員会は合意を前提として全員協議会は協議としましょうと。竹富町教育委員会は13人の教育委員会全員での協議と。石垣市教育委員会は採択結果は曲げない。協議の形態についてはまとまらないという中で、一方では、改めて協議の無効性を訴えた与那国町、石垣市の教育委員会—2つの教育委員会が文部科学省に対して無効のことを通知しているのです。できましたら、その通知内容を読み上げていただきたいのですが、この2つの教育委員会ですね。理由もお聞かせ願いたいのですが。

○狩俣智義務教育課長 石垣市教育長からの文書を読み上げますと、「石垣市教育委員会は見出しのことについて、協議に先立ち5人の教育委員会で話し合った。8月30日付で平成24年度使用教科用図書が必要冊数報告を行い、採択に関する業務はすべて完了したことを踏まえ、今後、一切変更しないことを確認して協議に臨んだ。協議は県教育委員会指導のもと各教育委員会の了解を得ることをせず、多数決を前提に進められたものであり、無償措置法第13条第4項の条件を満たしていない。よって、当協議会は無効である。」と。もう一つですが、与那国町教育長からの文書であります。「与那国町教育委員会は、平成23年9月8日の3市町教育委員協会の会合に先立ち、同日、第5回臨時委員会を開催して会合に臨む基本事項について確認した。その結果、全員一致の合意を条件に、全教育委員13名による協議をすることを与那国町教育委員会の決議事項とした。この決議事項を教育委員協会の会合で報告したが、受け入れられず無視された。会合は県教育委員会の指導のもと、多数決を前提に進められた。したがって、与那国町教育委員会は教育委員会による協議を無償措置法第13条第4項の協議とは認めない。よって、協議は無効である。」と、こういうことであります。

○佐喜真淳委員 先ほど来皆さんが全員協議会の法的根拠として、先ほど説明した無償措置法の第13条第4項の規程によりというのは、それは先ほど言った成立の条件として当事者が決めるということだったのですね。しかし、その後9月8日付の与那国町教育委員会、9月9日付の石垣市教育委員会の中で出て

いるのは、無償措置法第13条第4項の要件を満たしていない、あるいは協議と認めていないという見解が2市町教育委員会から出されているのです。そこはどうかということ、協議は県教育委員会の指導のもと各教育委員会の了解を得ていない、まさに今御説明したとおりだと思うのですが。そこで、この2つの教育委員会の見解というか通知を文部科学省に送られたのですが、県教育長としてどのようにお思いですか。

○大城浩教育長 ただいまの質疑につきましては、たしか本会議でも私は答弁したつもりです。行政上の文書としては妥当だという言い方をしたのでしょうか。そういった答弁を、たしかしたような気がいたします。

○佐喜真淳委員 妥当というのは、2市町教育委員会のものが妥当なのですか。

○大城浩教育長 たしか、手続上問題ないという言い方をしたと思います。行政の長といたしまして、2市町教育長から文部科学省に出した文書として、手続上問題ないと。内容については触れておりません。

○佐喜真淳委員 よく理解できないのですが、当然ここは採択地区協議会と全員協議会の中の、いわゆる解釈がおのおの立場で違っているのです。文部科学省しかり、地元しかり。当然、皆さんが有効とする9月8日の全員協議会は無償措置法の第13条第4項の規定で有効だという見解をお示しになりましたから、実はその中で同じ法律で与那国町教育委員会と石垣市教育委員会は無効だという見解を示して、文部科学省に通知を出しているのです。ですから私が確認したいのは、先ほども冒頭で申し上げましたが、本来は地元で決めて、地元で決定するのが一番いいのだと。それは合法的に瑕疵のないような形でやったほうがいだろうということを冒頭でお話ししました。ですから今確認したいのは、客観的にどの部分が合法で進められているかということを確認したくてそういうお話をしているのです。というのは、与那国町教育委員会と石垣市教育委員会と県教育委員会の見解というのは違いがあるのです。この違いというものの法律的な根拠と、どこが正しいかということ、まず私は聞きたいのですが、御説明をお願いします。

○狩俣智義務教育課長 ただいまの件であります、経過でまず見ますと、八重山地区教育委員協会と、構成員は3市町教育委員会の全教育委員13名であります、その協会において、教科書採択の件で意見交換がなされましたが、し

かし、同協会には採択権がないことから、3市町教育委員会で同一の教科書採択のための協議開催が必要ということが協議会の中で決定をされて、まず同協会が閉会したと。引き続き、3市町教育委員会が個別に別室で会議が行われた後、各教育委員会の意見が集約されて、3市町の全教育委員によって協議することが決定されたということでもあります。この件について、私たちも法律の専門家一弁護士に、例えば条件を付して会議に入ることはできるのかということを確認いたしました。そうしましたら、条件を付して協議に入るということはないと。したがって、その条件の部分というのは無効になるという見解であります。これは法律家の見解であります。では多数決というものが用いられたということでもって、その協議というものが無効になるということもあるのかということについても質問をしました—これについては以上であります。

○佐喜真淳委員 今お話があったように採択方法について協議をしたと、これはオーケーだということですが、方法を決定したということによろしいですね。

○狩俣智義務教育課長 協議にまず入ったということが1つであります。その後、協議の方法というものを決めたと。その次に、その方法を用いて採決がなされたと。この3段階というように理解をしております。

○佐喜真淳委員 もう一回。ここは採択方法を協議して、協議の途中で与那国町教育委員会、石垣市教育委員会が反対したのですか。それとも協議に乗ったのですか。その多数決をオーケーしたということによって理解していいのですか。

○狩俣智義務教育課長 記録がここにあります、会議の記録です。これは竹富町教育委員会が音声録音を起こして作成した記録ではありますが、こういうやりとりがあります。司会から15分ほどということで「形態、どのようにして—みんなでやるか、それとも委員長でやるか、教育長と委員長に任せるか、その辺がまたほかにもあると思いますので話し合いをして、4時55分、5時5分前ぐらいに集合してもらって、形態について話し合いをしたいと思います。よろしいですか」ということで、「はい」ということで3市町教育委員会に分かれて協議というようになっております。15分後ですか、戻ってきたところからまた記録がございます。司会が「はい、皆さん、お疲れさまでした。再開します。」ということで、「各教育委員会で分かれてこの持ち方について話し合いをもってくださいました。その結果を各教育委員会の委員長から報告をお願いします」ということで、与那国町教育委員会と。「与那国町教育委員会は合意を前提に、

全教育委員による協議をしたい」と。竹富町教育委員会は「合意を前提として、全教育委員で話し合いたいということですね。」「はい」石垣市教育委員会ということでもあります。そして石垣市教育委員会から仲本委員長が「採決の意見は曲げない。しかし協議の形態についてまとまりがなかった」ということでもあります。形態についてはまとまらなかったと、「はい、わかりました」ということで委員長が答えております。竹富町教育委員会の意見は「せっかく委員13名が集まっているので、13名で話し合ったほうがよいのでは」ということで、全員という結果が出ています。それでこの話し合いを与那国町教育委員会も竹富町教育委員会も全員でということでもありますので、「全員で話し合いをする、決めるということですのでよろしいですね」という確認をしましたら「はい」ということで、以上のようなやりとりがあります。

○佐喜真淳委員 それでは、選定の仕方、方法について今のは御説明だったと思いますが、もし間違いであれば間違いだと言ってください。この協議会では、全教育委員で採択対象となる教科書の選定の仕方について協議を行った結果、多数決で行うことになった。全教育委員が多数決で決定と。いわゆる全教育委員が多数決で決定しようということで、採択の方法がなされた。それについて石垣市の教育長と与那国町の教育長が退席したと、その事実はどうですか。多数決で採択の方法が決定したのか、それとも全員合意の中で決定したのか。

○狩俣智義務教育課長 大変失礼しました。ここに議事録があるのですが、今その部分を探しているのですが、時間の中で見つけることができませんので、以前に私たちが確認した中身を再度ここで報告いたして、この質疑の答弁にかえたいと考えます。まず、協議の採決……。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から膨大な議事録を読み上げるのではなく、全員協議の中で採択の方法を多数決か全員一致かどちらで決定したのかを答弁するよう指摘がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

狩俣智義務教育課長。

○狩俣智義務教育課長 多数決で決めております。

○佐喜真淳委員 大切なのは、3市町教育委員会の与那国町教育委員会、石垣市教育委員会がそういう形で、いわゆる協議の場で多数決ではだめだということを、あえて皆さんは多数決で決定したことを指摘しておきます。本来であれば、3市町教育委員会がしっかりとした意思を持っているのであれば協議を前提とし、この協議会の中においてどういう採択をするかということをお話し合わなければならないものを、話し合ったかどうかは別としても、多数決で決定するような方向に見つけたことは、私は残念ながら3市町教育委員会の意思を反映したものではないと。教育委員会がそれは多数決で決めたということでございます。だからそこは場合によっては文部科学省の見解と違って来たとは私は認識しております。もう一つは、先ほど仲本委員長のお話をされましたが、実は仲本委員長はこの有効であるということをお公印をつかずに一私は9月でも言ったと思うのですが、要するに公印を押さずにやったと。そこが石垣市教育委員会の中で無効だということが指摘されたのです。言うなれば、石垣市としてこの全員協議会を無効ということをお教育委員会、教育長含めてお示ししたのです。教育委員会全体としてね。その部分は皆さんはどう受けとめていますか。皆さんが9月8日の全員協議がこれは有効だということだから、そのキャッチボールだけはさせてくださいということですから。

○狩俣智義務教育課長 石垣市は教育委員会として無効の決議をしたということになります。

○佐喜真淳委員 石垣市教育委員会は無効、与那国町教育委員会も一応無効であるのですね。しかし、皆さんとしては9月8日の全員協議というものはまだ有効という認識ですね。

○狩俣智義務教育課長 はい、有効という認識であります。

○佐喜真淳委員 できれば県教育長にお願いしたいのですが。

○大城浩教育長 議会でも何遍も答弁してきました。有効であるという認識でございます。

○佐喜真淳委員 私は先ほど地元が決めることが一番大切だと言ったのですが、そこは皆さんの石垣市や与那国町の教育委員会の意思というものに対して、

むしろ足かせになっていないですか。皆さんが有効としたものに対して、無効というように2市町教育委員会があるのです。それに対して、皆さんの判断というのが石垣市教育委員会や与那国町教育委員会の判断をむしろ悪いように影響を及ぼしているとは思っていないですか。

○狩俣智義務教育課長 県教育委員会が有効としたことが、2市町教育委員会に対して何らかの判断の足かせになっていないかということでございますが、県教育委員会としてはもとより、その協議の有効性については当事者が決めることであるということは繰り返し述べてきております。さらに、この県教育委員会が有効という認識を示したことが3市町教育委員会に対して何らの法的拘束力を有しないということは、当該3市町教育委員会が十分に理解していることであると、このように承知しております。

○佐喜真淳委員 私が聞いているのは、足かせというよりも石垣市教育委員会、与那国町教育委員会は無効といった全員協議会を、石垣市も全教育委員も含めて無効なのです。無効の手続をしているのです。文部科学省に通知をした、与那国町教育委員会も一緒。ただ、そこに何の違いがあるかという、県の教育委員会だけは有効なのです。当然、竹富町教育委員会も有効だとは言っていますが。文部科学省もむしろ県教育委員会とは逆の見解を示しているから、この正誤関係というのかな、整理整頓するに当たって県の教育委員会の判断というのは、本当にそれが正しいかどうかというのがあるのです。むしろ全員協議会を進めば進むほど、石垣市教育委員会や与那国町教育委員会の決定というものが、皆さんの有効という判断が石垣市教育委員会や与那国町教育委員会に対して、むしろ悪い影響になっているのではないかということを私は指摘しているのです。だって県の教育委員会が主催して、全員協議会をして、しかし石垣市教育委員会も与那国町教育委員会も最終的にこれは無効だと言っているのです。むしろそちらの見解というのは私は正しいと思うのです。3市町教育委員会、地元が決定することが大切であれば、そこに対して県教育委員会は何を言っているのかという有効と言ったのです。2つの教育委員会と違った見解を示しているから、その根拠も含めて皆さんの判断というのは正しいのかどうかということは、ここは大きな問題だと私は思いますよ。もし見解がございましたらどうぞ。

○大城浩教育長 これまでも何度も答弁してまいりました。私たちはこの全員協議は八重山地区の3教育長が計画をし、そして招集したものであります。先

ほど石垣市と与那国町の教育長からの無効の文書の中で、我々が主導して開催したという言い方がありました。あれは事実無根です。県教育委員会が主導して開催したものではございません、1点目です。2点目、これは全員協議は無償措置法第13条第4項に基づく協議でありますので、法的位置づけのある協議でございます。3点目、無償措置法は協議の方法や採決方法は決めておりません。そのことは教育委員会の自主性を尊重しようと、同時に協議の方法等を教育委員会にゆだねているということが理解できます。4点目、この全員協議の有効性につきまして文部科学省は当事者の合意を重視している、そういった視点がありますので、2市町教育長から無効の文書が出ていると、そういったことを重要視しているということでございます。5点目、全員協議の有効性ですが、我々、県教育委員会の弁護士もいらっしゃいますので、いろいろな角度から相談いたしました。その中で、先ほどから狩俣義務教育課長が語る説明しています協議の成立の要件、そして協議の有効性、そういったことで我々は重要視しているわけです。したがって、9月8日の全員協議は有効であるという認識であることを改めてこの場で表明をしておきます。

○佐喜真淳委員 各教育委員会の自主性を、私はむしろ皆さんの見解というのが残念ながら非常にハードルを高くしているような気がいたします。もう一つ、当然、子どもはすべての子供、生徒に対しては無償であるべきだという認識でございます。一方で今言った一連の流れからすると、どうも合法的に、あるいは法的にいかがなものかというのも実は露呈しているような気がいたします。そこで憲法第26条で示されている、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と。そこは多分、こういう無償措置法の中の上位法になっていると思いますが、憲法で定められている一先ほどの授業料は無料—無償という、教科書はどうですか。

○狩俣智義務教育課長 法律論でありますので、なかなか子どもはその判断という立場にはありませんが、私たちの理解であります。文部科学省はこの教科書無償制というものを憲法第26条義務教育はこれを無償とするの精神を広く実現する国の施策であり、授業料の不徴収に準ずる施策として説明をしてきたと、このように理解をしております。

○佐喜真淳委員 私は先ほど言ったように、地元が決めることに対しては尊重する、地元が大切だと。地元はしっかりと合法的に会議を開き、最終的には決定をします。それを無償措置法で言うのであれば、同一の教科書ということに

なると思います。一方で、今言った憲法第26条において最高裁判所の判例を申し上げますが、昭和39年の教科書無償措置の訴訟の中で最高裁判所はこういう判断をしているのです。「公立小学校の教科書代を父母に負担させることは、憲法第26条第2項の規定に反しない」と。何が言いたいかというと、私はそういうことも踏まえて皆さんはもっと努力をする必要があったらろうし、皆さんの見解では授業料は確かに無料なのです。しかし、合法的に法律に従ってやることにおいては、そのあたりもしっかりと理解をして、この全員協議会も含めて手続をとらなければいけなかったはずなのですよ。そこが憲法第26条でいう今言った話なのです。そこは何かというと無償措置法になるのです。無償措置法は何かというと、同一の教科書なのです。そこで、この憲法第26条を受けて最高裁判所の話をいたしました。教育長としてどうですか—まあいいや、私は聞きません。いずれにしても、本来であればもっと違う方向で、皆さんの努力というものが違う方向でやっておけば、むしろこういう事態にはならなかったのかなという思いもございます。少なくとも石垣市、与那国町、竹富町の教育委員会の自主性というのかな、そういうのも含めてやはりもう少し丁寧にやっていたらと。最後になりますが、ぜひやはり我々も無償化という一子供たちに無料で、無償で教科書を配布するのは重要だと思います。しかし、そこはあくまでも法的に合法でなければならないというのが前提でございますので、それを言って私は終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第175号、先ほど佐喜真委員からいろいろな御議論がありました。私もまさに佐喜真委員の議論と同じ立場に立っておりまして、沖縄県の子供たちが教科書の問題で、いわゆる有償化ということは、やはりそれは問題があるだろうと思っています。ですから無償化になるべきだろうという論には立っています。しかしながら、この一連の八重山地区における教科書の選定方法について、やはり手続論でいろいろ問題があるだろうという認識を持っているわけですよ。一番大きな問題なのは、この9月8日の全員協議の持ち方なのですよ。先ほど聞いていると、全教育委員でこの採択対象とする教科書の選定の仕方について協議を行った結果、多数決で行うことについてこの全員の教育委員の多数決で決定をしたと、先ほどそういう答弁でした。その上に立って、この石垣市の教育長と与那国町の教育長が退席をし、そこで全体の合意がないままに進められていったというのが9月8日の全員協議会の実相だろう

と私は思っています。ただ、その中で県教育委員会はこの全員協議会を有効だと認識をしておりますが、これは県教育委員会の一この公民の教科書についての統一がなされたらと県教育委員会は見ているのですか。

○狩俣智義務教育課長 県教育委員会としましては、9月8日の全員協議を有効と認識していると先ほどから述べているところであります。ただし、協議の有効性については、採択権限のある3市町教育委員会が判断することであり、そのためには3市町教育委員会が協議をして同一教科書を採択する必要があるということでもあります。このことは9月の時点から一貫して述べてきたということでもあります。

○翁長政俊委員 どうもこの日本語がわかりにくくてね。有効だという意味はどういう意味ですか。有効だという認識は県教育委員会の主体的判断ですか。先に今の答弁を聞いていると、それぞれの教育委員会が有効か無効かを判断すべきという言い方を今していますが、では県教育委員会としてはこれを有効だと認めることは、それが合法で正しいという認識に立つからそういう見解が出てくるのでしょうか。これは主体的に県教育委員会はどうか考えているの。

○狩俣智義務教育課長 先ほどから申し上げているところなのですが、この有効という県教育委員会の認識が3市町教育委員会を拘束するものではないわけですね。そのことは当事者である3市町教育委員会も十分承知しておりますし、こちらもそのことを繰り返し申し上げてきております。

○翁長政俊委員 これは少しおかしくありませんか。この会議が有効だということは、この会議で決せられたことが要するに法的にも有効で承認できるということなのでしょう。日本語はそう解釈すべきですよ。だから、そうかと聞いているのに、皆さん方の判断はどちらともとれるような判断をしているわけだ。今言えば、それぞれの教育委員会が有効だ、有効だということを認識すべきであって、県教育委員会が主体的にこれを有効だと認識したわけではないと、そうではないでしょう。皆さん方のこれまでの本会議も含めての答弁は、9月8日の全員協議会がより拘束力を持って効果があると私は認識しているのですよ。あなた方はそう言っていると、県教育委員会は。私はそのようにとっているのですが、皆さん方はそこは違うという判断をするものだから。

○狩俣智義務教育課長 このことについても、以前からずっと申し上げてきて

おりますが、有効であるとか無効であるとかというものの認識は、それはいたしました。そこに当事者として立ち会っております、どのような見解を持っていますかということでもありますので有効という認識を示したわけです。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律―地教行法はその採択権というものを各市町村にゆだねているわけですので、その有効であるという判断も含めて当事者が決めて報告をしていくと、そのことによって採択が完結すると、こういうことでもあります。

○翁長政俊委員 どうもここが理解しがたくて。国は主体的にこれが無効だという認識を示しているのですよ。国の方針は出ているのです。それぞれの各教育委員会の方針も出ているのですよ。県教育委員会だけがきちんとした方針、それが無いのです。ですから私はここを聞きたいのです。私たちが議論するのは、県教育委員会がどういう判断を持っているかを知りたいわけです。ですから9月8日の全員協議は、皆さん方のその後の、顧問弁護士を含めていろいろとコンプライアンスの問題も含めて議論をしたと。そしてこれが有効だというように顧問弁護士も認めたと、それによろしいですか。

○狩俣智義務教育課長 有効という認識に至ったということでもあります。

○翁長政俊委員 ではもう一つ議論を進めますと、8月23日の答申の議論がありますね。これは顧問弁護士は何と言っていますか。有効と言っていますか。

○狩俣智義務教育課長 この件については、無効とは言えないということでありました。

○翁長政俊委員 こんな中途半端な答弁を行わないで、無効と思えないということは有効ということでしょう。どうしてきちんと有効だと言えないのですか。

○狩俣智義務教育課長 答申については、県教育委員会は有効であるという認識をずっと維持してきております。

○翁長政俊委員 それと、では8月31日、これは答申を受けて各教育委員会が集まってきて、そこで多数決で決定をしていますね。1つの教科書が決定したわけですよ。これは弁護士は何と言っているのですか。8月30日か、例の再協議が行われた日です。

○狩俣智義務教育課長 8月30日は採択地区協議会の役員会という位置づけであります。これは教育委員会の協議ではないということでもあります。

○翁長政俊委員 ではこの答申は—8月23日のものは有効だという認定が出ています。ここでは何が議論されたのですか、8月23日の議論。ここでは答申を受けて、この3市町教育委員会で話し合いをして、選定に規定するこのAという、A、BあればAという教科書を選定するということを決定した会議ではなかったのですか。

○狩俣智義務教育課長 選定をしたということです。

○翁長政俊委員 ここで選定されたのですね。選定されたのですが、竹富町の教育委員会がそれには不服があるから持ち帰らせてくれと行って持ち帰ったわけですか。どうなの、ここは明確にしてちょうだい。

○狩俣智義務教育課長 この採択地区協議会というものは、八重山地区の3市町教育委員会によって諮問機関として位置づけられているわけです。そのことは採択地区協議会の規約に明確に記されているということでもあります。したがって、採択地区協議会がなした答申というものを受けて各教育委員会が採択をするわけですが、通常の手続はですね。ここで同一の採択がなされれば、完結—終了するわけですが、竹富町教育委員会は地教行法を根拠に別の教科書を採択したと、こういうことでもあります。

○翁長政俊委員 私はここが少し理解できないのが、8月23日の採択地区協議会においては3市町教育委員会で話し合いをして選定が行われたのですよ。選定が行われたのでしょうか。これも多数決だったかどうか私はわかりませんが、多数決だったのですか。

○狩俣智義務教育課長 多数決です。

○翁長政俊委員 ここで行われた多数決は弁護士は有効だと見ているのです。いや、有効だと言っているのだよ。これが有効なのになぜ9月8日まで持ち込んでいって、そこで—全員協議会の中で、異論がある中でどうしてそこで決められた多数決はまた有効だと。

○狩俣智義務教育課長 採択地区協議会は選定をして答申をする諮問機関として位置づけられておりますので、そこで答申がなされたら、それ自体は事実であります。それでもう正当な手続というものが外形的にしつかりなされたというように理解をしております。ただし、その答申というものは採択地区協議会を拘束する拘束力というものを持たないと、そのように採択地区協議会の規約で定めてあるということもまた事実であるわけです。

○翁長政俊委員 なぜこれを私がしつこく言うかということ、国の判断と県教育委員会の判断の違いがここにあるからですよ。ここに国の判断と県教育委員会の判断の違いがあって、そこが今日の混乱の一つの大きな要因になっているわけですよ。だからそこは国の決定も含めて県教育委員会としては多数決で決められた9月8日の採択については、もう一度聞きますが、主体的にこれが有効であり、これをもとにして教科書が選定されるべきだと認識しているのですか。

○狩俣智義務教育課長 一般論で言いますと、9月8日の全員協議というものは、無償措置法に基づいてなされた協議であると。それが有効であれば、その採択が一そこでの決定が8月25日、26日にそれぞれが行った採択に優先するということになります。

○翁長政俊委員 私はこれは国の判断が先ほども出て、これは一つの法解釈に基づいてその判断がなされているというように見えています。県教育委員会の判断も、先ほど言うように弁護士等を含めて意見を求めて判断をし、9月8日が有効だという認識をしているのですが、いずれにしろ、県教育委員会は現在の3市町教育委員会への指導については再度協議をなささいということはずっと言い続けているわけですよ。そうであれば、9月8日の判断に基づいて結論を出してくることはできないのですか。

○狩俣智義務教育課長 その件について先ほども申し上げておりますが、県教育委員会の有効との認識、これは拘束力を持たないということでもありますので、そのことを根拠に全員協議で決まったことを報告しなさいということは難しいということ、これは本会議でもお答えしております。

○翁長政俊委員 いずれにしろ、この問題が越年をするという形に多分なるだろうと思います。ただ、最低限それぞれの大人が仕切っている各教育委員会の

いわゆる仕切りで、子供たちに教科書が4月1日に行き渡らないということにならないように、県教育委員会としては最大限の努力をすべきだろうと私は思っていますので、その部分は重々理解をして、進めていっていただきたいとこのように思っています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 この問題が非常に絡まっているような印象さえ受けるわけなのですが、私は本会議でも少しお聞きしたのですが、まずこの問題における市町村教育委員会、県教育委員会、国の権限というのを明らかにしていきたいと思えます。そうしますと、まず八重山地区の8月23日の採択地区協議会、この役割とその法的根拠をお願いいたします。

○狩俣智義務教育課長 八重山採択地区協議会の役割は諮問機関として位置づけられております。その法的根拠は無償措置法第13条第4項であります。その役割は採択地区協議会規約において定められて、3市町教育委員会が合意したという形をとっております。その中で同規約の第3条に、採択地区協議会は採択地区教育委員会の諮問に応じ、採択地区内の小中学校が使用する教科用図書について調査・研究し、教科種目ごとに1点にまとめ採択地区教育委員会に対して答申すると、このように定められております。

○比嘉京子委員 この採択地区協議会の諮問機関としての役割として答申が出されたわけですが、その答申というのは、先ほどから言うように確認ですが、法的拘束力はないという理解でいいですか。

○狩俣智義務教育課長 採択地区協議会の答申には法的拘束力はないと、これは一般的な法解釈であると理解しております。

○比嘉京子委員 では答申は採択ではないわけなので、採択の権限はどこにあるのかということを改めて確認したいと思えます。

○狩俣智義務教育課長 採択権は地教行法第23条第6号というものがあまして、その中で市町村教育委員会にあるというように定められております。

○比嘉京子委員 では、採択権は市町村教育委員会にあるわけですから、そこが採択をしなければいけない機関ですよ、そうですね。では、今回のように答申どおりに一本化されないで採択が分かれた場合ですよ、今回。そういう異なる教科書をそれぞれが決定する、いわゆる石垣市教育委員会と与那国町教育委員会は一つですが、竹富町教育委員会は違う教科書を採択した、それぞれの権限に基づいて採択したそれは合法ですか。

○狩俣智義務教育課長 これもたびたび申し上げてきておりますが、地教行法第23条第6号に基づいて採択をしておりますので、合法ということであります。

○比嘉京子委員 次に、文部科学省と県教育委員会のこの教科書を採択するに当たっての権限については、どういう権限を有しているのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 文部科学省は県教育委員会に対して指導・助言をするということであります。それから県教育委員会は3市町教育委員会に対して指導・助言・援助をすると、こういうことあります。

○比嘉京子委員 文部科学省が、その教科書採択になし得るこの権限の法的根拠は何ですか。

○狩俣智義務教育課長 文部科学省が市町村教育委員会に指導・助言をする法的根拠ということですが、地教行法第48条ということあります。県教育委員会が市町村教育委員会に対して指導・助言・援助をする法的根拠は無償措置法ということあります。

○比嘉京子委員 今、訂正が必要かなと思う答弁なのですが、文部科学省は県教育委員会に対してですよ。都道府県教育委員会に対して指導・助言をやるのは地教行法第48条ですよ。

○狩俣智義務教育課長 文部科学省は県教育委員会に対してです。

○比嘉京子委員 ではその文部科学省が、今回のように法的な拘束力のない8月23日や31日を指して、例えばそこが有効か否かというような、お墨つきを与えるようなことが起こっているわけなのですが、これはどういう根拠法に基づいての大臣発言でしょうか。

○狩俣智義務教育課長 文部科学省は答申に基づいて採択させなさいという指導・助言を行っているわけですが、そのことについての詳しい根拠というものについて、まだ説明を受けていないということでもあります。

○比嘉京子委員 私は法律家ではないのですが、先ほど聞いているのは文部科学省が教科書採択におけるなし得る権限というのは、先ほど言ったように一答弁にあったように都道府県教育委員会に対して指導・助言・援助しかできないわけなのですよ。そこで飛び越えて、市町村教育委員会の問題に対してこれがいいか悪いか、有効か無効かということ判断するということは法的な根拠を持たない、いわゆる文部科学省にも今質問をしても答えが出てきていないという現状がありますよね。それは何に基づくものなのかと皆さんもお聞きしたら、それについては答えとして明確にいただけていなかったということが午前中に答弁があったと思うのですよ。そうすると、その文部科学省は単にある一定の答申において、それが有効か否かという判断を口出ししたばかりではなくて、その日をもって有償か無償かまでを言及しているわけなのですよ。そのことについては法的な根拠というものはあるのですか。

○狩俣智義務教育課長 その件について答申どおり採択したら無償、そうでない場合には有償と、そういう判断をしているわけですが、そのことの判断の根拠といえますか、説明を十分に受けていないということでもあります。

○比嘉京子委員 これは説明がつかない突出したことだろうと私は思うのです。というのは、まずその2つの法の矛盾点ということを放置してきた責任がまず問われなければいけないわけなのですが、最後の質問なのですが、皆さんはどこが有効かというところまでは言えるとしても、ここから踏み込まない、先ほどからずっと同じ質問がいつているのは、佐喜真委員も質問されていましたが、最終的には3市町の教育委員会が決定を一本化しないとイケないわけですよ。これは望ましいのですか、義務なのですか。どちらですか。

○狩俣智義務教育課長 無償措置法第13条第4項は、協議して同一の教科書を採択しなければならないと、マストでありますのでこれは義務であると理解しております。

○比嘉京子委員 では、今の3市町教育委員会が皆さんがこの間呼び出して一

つにまとめるように促しているということは、この法にのっとり一つにまとめなさいという義務の遂行を指導・助言しているということですよ。

○狩俣智義務教育課長　そういうことであります。

○比嘉京子委員　やはりこの3市町教育委員会はみずからが会議を開いて、どちらでもなくみずからが一本化に向けた努力を最後までやらなくてはいけない。これは文部科学省も口出しができなければ県教育委員会もできない。そのことを明らかにして—これが明らかになっているわけですよ。この明らかになっていることに対して義務を怠っているというように解釈するわけなのですが、いかがですか。少し答えにくいですね。

○狩俣智義務教育課長　今の件も午前中で説明をいたしました。県教育委員会としては協議をして採択することが法にのりつつ解決の仕方であるというように主張しております。ただし、2市町教育委員会においては文部科学省が答申どおり採択しなさいという指導・助言をしているのであり、自分たちはそれに従っているので協議をしませんと、こういう論法ということで協議ができない状況があるということでもあります。

○比嘉京子委員　最後になりますが、結局は文部科学省がある意味で権限を逸脱した言及をして、非常に混乱をさせているのではないかというのが私の結論です。そうすると、権限のない者が1つのものに対して2つのことを言う。そのことについて、2つの市町教育委員会が非常に態度を硬化させてしまっていると、そこを皆さんは文部科学省に対して、3者で決めることが法にのりつつ決定のあり方なわけだから、文部科学省は今それを棚上げしてでも3市町教育委員会に県教育委員会と一緒に決めて決定を促していこうではないですかということを、最終的に今やっているという理解でいいですか。

○狩俣智義務教育課長　10月31日に県教育長から文部科学省に対してそのことをお願いしてございます。ただし、文部科学省からは返事はございませんでしたということでもあります。

○比嘉京子委員　やはり文部科学省が有効か無効かというようなことであつたり、有償か無償かということを行ったことに対して、県教育委員会の質問に対して明確なる答弁がないということを指摘して、今の県教育委員会のスタンス

をしっかりと再協議の場に持っていくということを粘り強くやって、文部科学省に対しても市町村教育委員会に対してもやっていく、これが県教育委員会のとるべき合法的なスタンスであるということを述べて、この質問は終わります。

もう一つは、宮古島市学校統廃合の陳情第148号に関連して、高等学校の再編について1点だけお聞きしたいのですが、まず私は前回にも沖縄本島南部地区の高等学校合併問題で、再編を紛糾したことがあったと思うのですよね。そのときの手法にそっくり似ていて、先ほどの朝からあるように結局その過程の説明がまずない中で、素案とはいえども何か固まったような意見がぼーんと出てくるものですから、地元的にはあちらこちらでもう反対集会が開かれているわけなのです。ですから私は沖縄本島南部地区の南部農林高等学校も含めての合併の問題から、皆さんが余り学んでいないのではないかと。同じことを繰り返すような手法をとってはいないだろうかというように思うのですが、どうなのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 現行の編成整備計画では、御指摘のとおり、いろいろと地域の理解ということで見送ったものもございます。それで、私どもとしましては、次期計画の編成作業につきましては、まず地域のそういった意見も聞くということと、公開するというをやっております。今回は前回に比べまして、まず実施計画について懇話会を、前はなかったのですが、今回はやっております。それから懇話会を公開ということで、ホームページにも公開し、その辺は情報提供をしているところでございます。

○比嘉京子委員 皆さんとしてはやっているつもりなのですが、という答弁でしたが、今のような決起集会等になっていることについては、どう認識されているのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 ですから今申し上げたように、公開というところで少し配慮が足りなかったという部分はございます。その部分で、このまま決まったものを提示したというように受け取られているということで、その辺で不安なり、御心配をかけたのかと思います。ただ、これにつきましては、今各地区、学校等も含めて説明等意見交換を行っているところでして、これについては教育長からも何回も答弁がございまして、地域の意見も重々と考えておりますので、その辺をしっかりとやっていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 今皆さんからいただいたペーパーの中にあるように、基本方

針がありますよね。いわゆる240人云々とか、2年間過半数割れという、いろいろな条件のもとにやっていて、午前中の質疑では、それについて何らかの県における根拠があるのかとか、国において根拠があるのかとかという質疑がありました。それが無いということが前提になっているわけなのですが、そうすると県のオリジナルの考え方だということに考えるわけなのですが、大枠としては国の動きもあるかもしれませんが、私がきょう細かい、240人とは何ぞやとかという根拠を聞いたかったのですが、それはきょうはよしますが、少なくとも大もとになるものには県自体のものがあるということが、けさわかりましたので、ある意味で私は、一つには、沖縄県が離島県であるということはみんな認識しているわけなのです。それと、皆さんが今立てているものが、沖縄21世紀ビジョンの離島地域の振興との整合性も含めると、私は全国的な考え方がもしあるにしても、今のような考え方というのはもう一度踏みとどまる、つまりそこから高等学校がなくなるとか衰退していくということが、その島にとってどういう状況になるかということもかなり精査しないと、素案といえども、余りにも波紋が大きい。そこら辺をもう一回素案に対してもこれだけエネルギー、時間がかかっているはずなのですが、私はやはり一からもう一回問い直す必要があるのではないかと思うのですが、再考の余地というのは、可能性として残されているという理解でよろしいのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 この件につきましては、先ほど教育長からもございましたように、当然その意見交換の中で、今さまざまな意見をいただいていますので、その中で、私どもの考え方の中で、どうしてもそぐわない点とか、そういった検討せざるを得ない部分があれば、私どもも当然それは含めて検討していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 私が離島県を強調したのは、例えば与那国町は中学校で子供たちがみんな出るわけなのです。そこでUターン率がすごく低いわけなのです。人口減につながっているという、非常に離島県の悩みがありますね。逆に言うと、むしろ西表島であるとか、小中学校が連携してあるところに一それも議論の必要があると思いますが、やはり親の負担とか教育を受ける権利のことを考えると、あの島にはあって、この島にはないという高等学校のあり方そのものを、逆に一から見直して各離島に、高等学校の分校なりとも、逆につくっていくことの考え方が、逆に必要ではないかとさえ思うのです。そうすることで、分校と本校に戻って合同でやったりすることの連携ですね。多いところのメリット、少ないところのデメリットをどうつないでいくかということも含

めて、私は根本的に、余りコスト論で教育を論じないで、合理的に物事を考えようとしなないということが、むしろ今後必要ではないかという意見を申し上げて、終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 請願・陳情に関する説明資料1ページの請願について質問させていただきますが、教育長、この教職員の派遣事業ですね。教育長の個人的な意見も交えて構わないのですが、この事業がこれまでなされてきた意義みたいなものについて、まず語っていただけますか。

○大城浩教育長 この事業は委員も御承知のように、昭和59年から昭和61年にかけて、沖縄日本ポリビア協会から沖縄県知事に対して要請があったということでございます。その中で西銘知事から、そういった要請を受けまして昭和61年から派遣事業は開始いたしました。これまでたしか26名の方々がポリビアに派遣されておりまして、それなりの大きな成果は得てきたと伺っております。

○仲田弘毅委員 本県から移住政策の中で、南米のペルー、ブラジル、アルゼンチン等を含めて、約110年ぐらい前に、第1陣が笠戸丸という船で移住しているわけですが、あの移住の皆さんとは少し違う移住の皆さんなのですね、この方々は。戦後やがて10カ年目ぐらいに、当時の琉球政府と米国民政府の両方の共同政策でもってこの移住がなされた。これはポリビアに特化した事業になっているわけですよ。今、南米で沖縄県から派遣教師が送られているところほとんどないと思うのですが、ポリビアがその対象になる。その原因というのは、どのように考えていらっしゃるでしょうか。ポリビア政府、あるいは沖縄ポリビア協会から、なぜこういった要請があったのかということ。

○大城浩教育長 今、委員御指摘のポリビアへの移住が最初に始まったのがたしか1954年でしょうか—スタートいたしまして、第19陣まで続いて、これが1965年までで、たしか3000名以上の方々がそこに移住していると、同時に500名以上の御家族も移住していると。そういったことで本県出身移住者の子弟への教育を行うことこそが大きな目的であったということが、派遣要綱からでも伺えます。

○仲田弘毅委員 この開拓移民は山を切り開いて、切り開いた分に対する報酬という形で、自分の登録した土地が自分のものになると。自分たちがやはりパオニアで行っているわけですから、ここを開拓してそこに居住しても、教育がほとんどなされない。ですから、この要請—請願の中にありますが、沖縄県から行かれた第一世たちは、教育が一番大事であるということを認識しながら行っているわけですが、実際教育体制ができていない。そこで母県である沖縄県にお願いしたというように私たちは見ているわけですが、この教育が今までなされてきた恩恵というのは、沖縄県では第5回のウチナーンチュ大会が10月13日から16日にかけてありましたが、25年の一つの節目でこんなにすばらしい冊子も出されているわけですね。その中において、教育委員会からの処理方針の中では、当初の事業目的が達成されている等の理由から、来年度—平成24年度にはその事業を打ち切りたいと。これはボリビアだけではなくて、ペルーが大体百七、八年目ぐらい、ブラジルとアルゼンチンがそれより若干おくれますが、両方とも100周年を迎えて、それだけの方々が今現在頑張っているらしい。沖縄県の140万県民の約3分の1に当たる30数万人が今世界各国で、母県を沖縄とする沖縄県系人が一所懸命頑張っているわけですね。この第5回のウチナーンチュ大会で、なぜこれだけの—過去最高のウチナーの血を引いた方々がウチナーンチュ大会に来られたか。これは母県である沖縄県が率先して移住先に赴いて交流を深めてきたから、この最高の動員ができたと考えているわけです。今現在、仲井眞知事は現場主義を唱えて、母県沖縄県からペルー、ブラジル、アルゼンチン等に、年に一、二回か2年に1回ぐらい派遣をして交流を深めているわけですが、この母県を沖縄とする教育の大事さというのは、100年たっても、ペルー、ブラジル、アルゼンチンではウチナーグチを使う子供たちがいる。これはやはり親がこういったことをしっかり教育していることだと思うのですよね。特に一世たちの当時の文章や手紙などを見てみると、子供を教育するために、クリスチャンでもないのに日曜日は教会に行って、家では仏壇では毎日自分の子供の健康と学問のありがたさを報告していると。ですから、このような事業が絶対に今後とも必要であるということを我々は認識しなくてはならないのではないかと思います。ということは、財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団でも、これまでの派遣事業の中で、資金の兼ね合いとの関係で廃止した小学生の派遣事業があるのですが、それとは別に大学生30名、高校生70名の合計100名の派遣事業を新たに起こして頑張っているというお話もあるわけですね。ですから、平成24年の廃止を決定すると、あるいは予算がないからそれを終わらせる云々ではなくて、新たな事業で、今までどおりのボリビアとのコネクションをしっかりと継続できるような事業もぜひ考えていただ

きたいと思います。それは当初の目的からすればその事業は達成できたと、とらえようによってはとらえられるかもしれませんが、もう達成できたからこれで終わりということではなくて、まだまだこれから母県である沖縄県の責任の名において、予算の範囲内でそういった交流事業をしっかりとやるべきであると考えておりますが、教育長、いかがでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 まさに委員のおっしゃるとおりだと、私たちも考えております。非常に意義深い事業であるにとらえているわけですが、新沖縄県行財政改革プランの中で廃止ということが決定されております。今後はそれにかわるものを、関係部局と相談をしながら検討してまいりたいと考えております。

○仲田弘毅委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと1件だけ御質問させていただきます。今の高等学校編成整備計画の中で、学校の統廃合問題—各委員からいろいろありましたが、その中で、離島で有数の高等学校である伊良部高等学校と久米島高等学校ですね。久米島高等学校は統廃合云々ではなくて、園芸科の廃止ということで今その対象になっているわけですが、教育長、今現在の統廃合問題、学科改編を含めて、一番何が原因で今それをやらなくてはならないのかという理由を、まずお聞かせください。

○嘉数卓総務課教育企画監 何回かお話をさせていただいているのですが、今回の編成整備計画は、やはり少子化とか生徒の流出とか、それに伴って学校の活性化について課題があるのではないかとということで取り組んできました。ですから、沖縄本島北部地域についてもその流出をとめるために、一つの手段として統合ということも考えましたし、久米島高等学校については、園芸科でどうしても志願状況が厳しいということがございまして、小集団になっているということがございまして、久米島高等学校にとってどのような形がいいのかということで考えたときに、普通科を最終的に2クラス置くということで、逆に生徒たちのニーズにこたえられるのではないかと。これにつきましては、中学生のアンケート等で普通科志向ということもございましたので、ただ、今地域との意見交換の中で、地域の農業における園芸科の必要性という意見もいただいておりますので、この辺も含めて、また検討していきたいと思います。

○仲田弘毅委員 県教育委員会からいただいた素案の中では、平成23年度に園芸科を希望した方は13名—それは当たっていますか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から正しい希望者数である旨答弁がされた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 資料では平成18年度から平成23年度に向けて、普通科も園芸科も本当に極端な目減りですよ。しかも、中学校の卒業生の数と高等学校に入学する子供の数のギャップが大きい、この折れ線グラフがあるわけですが、その卒業生の大半が久米島高等学校普通科あるいは園芸科ではなくて、この子供たちはどこに進学していらっしゃるのですか。

○嘉数卓総務課教育企画監 どうしても離島の高等学校におきましては、久米島高等学校は普通科と園芸科がございますが、やはり工業であったり、そちらで学べない部分がございますので、あとはまた進学ということで出ている一進学という言葉は余り使いたくないのですが、そういったところの学校に行っているとか、そういう部分がどうしても若干ありますので、その辺は今後も続くのかと考えております。

○仲田弘毅委員 工業高等学校もありませんし商業高等学校もありませんから、それを希望する子供たちはみんな沖縄本島の学校に出ているという証拠だと思いますが、今現在離島関係は、子供たちの教育のためにどんどん沖縄本島に進学して、離島の過疎化が本当に急速に進んでいる。我々の世代というのは、息子1人で寮に入って、あるいは親戚の家を間借りして通学したのですが、今現在は親御さんが一緒に行くのです。特に母親が。そして弟や妹も全部連れていく。そうするとこの弟や妹たちは、小学校や中学校が自分の島ではなくて沖縄本島内一特に那覇市内、慶良間列島の付近はほとんど那覇市近郊の学校に通うわけですよ。ただでさえ離島は過疎化で大変大きな悩みを抱えているにもかかわらず、こういった体制づくりになっていくと、さらに離島の過疎化は進んでいく。ですから、やはり特色ある学校づくりということで、今、県立の高等学校編成整備計画に一所懸命携わっている。これは重々存じ上げておりますが、私が言いたいのは、久米島は海洋深層水で、これは県が一所懸命力を入れて頑張っているところなのですが、そういった県の事業との横断的な試みもやりながら、もう少し園芸科に魅力ある一例えば園芸、草花云々だけではなくて、農

業に関するノウハウ、あるいは海洋深層水を使うことによってできる作物の付加価値を高めて、さらに浸透させていく方法。これが県教育委員会にはどうしても求められていくものだと考えておりますが、どうでしょうか。

○嘉数卓総務課教育企画監 私どもも、まさに今、委員がおっしゃるとおり、その学校にとって何がいいのか、生徒にどうこたえるか、それによって引きとめられるかということを考えてやってきました。確かに8月にも意見交換をやっておりまして、その中では海洋深層水の事業の話もございまして、先般行われた説明会でも話は出ております。ほかにもいろいろな学校をどうするかということで意見がございまして、私どもでもこれを全部できるのかどうかも含めて検討して、その中でやはり生徒のニーズということで、普通科ということで今提案させていただいております。海洋深層水についてはすばらしい計画だと思います。人口もふえるという御意見等もございました。ただ現状からすると、それがどの時期になるのか、まだわからないという部分がございまして、これについては、将来的にふえればまた園芸科の復活もありますというような意見交換はしております。

○仲田弘毅委員 上原委員からもお話がありましたが、素案を出す前にこのような懇談会を開いて、今現在久米島なら久米島のネックになっていることを一これは行政も民間も学校行政も一致団結して、どのようにすればクリアできるか。例えば、今現在久米島町長は、海洋深層水を使ったビニールハウスを徹底的に運転させることによって1500名から3000名ぐらいの雇用が確保できるというようなことを言っているわけですから、そういったことも含めて、学校と地域と行政が一つになるということは一番大事なことだと考えております。それから教育長、今、大平特別支援学校の分校にもなっていますよね。

○嘉数卓総務課教育企画監 なっております。

○仲田弘毅委員 これは久米島のPTAの皆さん、この子供たち一特別支援学校でお世話になっている父親からの電話なのですが、もし久米島高等学校の園芸科がなくなったら一うちの子供たちは大体15時間ぐらいそこで園芸科の生徒と一緒に頑張って頑張っているということなのですが、うちの子供たちは沖縄本島の大平特別支援学校に行かさないといけないうのかなという心配をしているのです。そのことについてはいかがでしょうか。

○嘉数卓総務課教育企画監 実はこの件についても当然意見交換をいたしました。私どもとしては、園芸科を普通科のコース制で残したらどうかという提案もしてございます。最終的には校長が決めることではありますが、そういった中で、分教室の子供たちについても引き続きできるのではないかと。ただ、今は提案をして意見交換をしているところでございます。

○仲田弘毅委員 素案で上がってきたからすぐに廃止するということではなくて、いろいろな御意見を聴取して、極力こういった島独自のものというのは残していただきたい。沖縄本島のように、いろいろな学校が周囲にある地域ではありませんので、唯一の離島の高等学校として、県立高等学校ではありますが、県立高等学校以外のものをそこで学びができるような体制づくりを、ぜひやっていただきたいと考えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 私は手短に2つだけ質疑をしたいと思います。請願・陳情に関する説明資料43ページの進級規定の問題なのですね。これは歴代教育長、中村先生、それから金武先生が教育長在職中に何度も議論をしたことでありますが、文教厚生委員会での姿勢も、中村先生のおときには前向きに検討していくということでありましたが、金武教育長になってから、どうもそのままいきたいということで、それでまた新しく大城教育長になられて、処理方針を見ましたら金武教育長と同じ処理方針なのですが、時間もないのでこれは聞くだけにしておきたいと思うのですが、皆さんの陳情処理方針を見て、現場の現状に不適合といいますか—どうなのかなと思う処理方針が3つばかりあるので、その辺を少しお聞きしたいと思います。一番最初に多様な生徒の個性の伸長、学ぶ意欲の向上とありますが、本気でそれがこの進級規定の中でできているのかどうか。この辺を少しお伺いしたいと思います。

○大城浩教育長 この事案につきましては、たしかこれまでも何度も答弁してまいりまして、なぜこういったことが起こったのかという背景につきましても、委員の方はおわかりかと思えます。そういう中で、やはり指導要録の改定が一番大きな根幹にあったのですね。この中で、多様な生徒の個性の伸長、学ぶ意欲の向上とといいますか、そういったことがあっていく中で、子供たちの学習環境を保障するための教育的な配慮とか、さまざまなことが出てまいりました。

そういうことで我々も平成15年の進級規定の改定以来、いろいろな御議論もしてきたつもりでございます。したがって、また新たな新学習指導要領といえますか、この中でも多様な生徒に対応するため、各学年の過程の修了の認定については弾力的に行うよう配慮すると、こういった文言もしっかりと受けながら対応してきているつもりでございます。

○奥平一夫委員 学校現場から聞く話では、学習意欲の後退につながっているという意見がたくさんあるのですよ。これは父兄からもそうですし、現場の先生方からもそういう意見があるのですね。ですから、これはもう少し県教育委員会として検証していただきたい。これはそれだけにとどめます。

それから2番目に、学習環境を保障するという教育的配慮。学習環境を保障する教育的配慮というのは、実際にどのようなねらいがあって、現場とどのような整合性があるのでしょうか。

○平良勉県立学校教育課長 進級規定を改正したことによりまして、実は退学者数も一平成14年度の1640人から平成22年度は847人まで減ってきております。退学率も1.8%と全国平均に迫ってきており、進級規定を見直すことによって、こういったことも大幅に改善されてきたのかと考えております。

○奥平一夫委員 このことについては、この3年間、4年間ずっと議論させていただいているのですが、泊高等学校の通信制の受け皿があるということで、否定はしないとずっと言ってきました。ただ、そこへ流れていく生徒の数を勘案したらほとんど中退率は変わっていないと、私はずっと指摘してきました。ですから、そういう答弁は余り納得できません。これもそれで一応終わります。次の文教厚生委員会で質疑をしたいと思えます。

それから3番目の一これが一番私の気になるところではあるのですが、生徒の身分の権利及び将来の人生設計に大きな影響を及ぼすと。確かにそうですよね。この世の中で、高等学校ぐらいは出なきゃという認識の中で、どうしてもどういう形であれ高等学校を卒業するという、高等学校の卒業証書は本当にこの世の中では必要なのだという大きな一父兄も含めて先生方もそうですが、そういう思いの中で何とか卒業証書を上げたいということなのですが、実際に実社会の中で聞いていることはほとんど役に立っていない。本当にしっかり一残念ながら、3年か4年ぐらい前に聞いたのですが、ほとんど数も数えられない、この子は掛け算もできていないと、そういう子が本当に高等学校を卒業してきたのかねという話を聞いたこともあります。そういう学力低下といえますか、

一所懸命学ぼうという意欲がないまま学校を出して、社会へ出していくという一ですから皆さんの教育者としての姿勢はいかがなものかと、ずっとこれも皆さんに意見を申し上げてきました。これも後でやります。

こういう状態の中で、フューチャースクールという話が今出てきていますよね。次のものと関連をしてお話をしたいと思うのですが、そのフューチャースクールにそういう子供たちが行くのではないとお話をしていましたが、でもやはり進学率を確保したいということだったり、中退率を減らしたいということだったりということから考えれば、こういう生徒をなくすためのフューチャースクールなのかという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

○嘉数卓総務課教育企画監 フューチャースクールについては、小学校、中学校のそういった不登校とか発達障害の状況等をアンケート等で確認いたしましたし、そういった趣旨で、そういった子供たちが心に病を抱えているということで高等学校に行けなかったり、そういう子供たちの受け皿として考えておりますので、ストレートに、そういった高等学校を中退した子供の受け入れという部分では考えておりません。

○奥平一夫委員 そういうことではなくて、小学校、中学校の本当に学力の低い子供たちが高等学校に上がってきて、という意味ですよ。つまり今、高等学校もほとんど、入学試験もできるだけ全員が入れるようにという教育的配慮で、子供たちの高等学校入学の壁も非常に低くなっているのかなと思うのですが、義務教育でなかなか救う手だてがないような感じで子供たちがみんな高等学校へ来て、1学年からほとんど勉強できない、勉強しない、そういう状態の中で、今言っている進級規定の問題もさまざまに絡んでいると私は思うわけですね。そういう意味では、できれば義務教育の中で子供たちの学びの見直しというのを、むしろやるべきではないのかなという思いで、今この話を出したわけですね。ですから非常に気になるのですが、そのフューチャースクールのあり方も、障害を持っていらっしゃる方とか、心因性の障害を持っている子供たちを何百名も同じクラス、学校に入れるということも、私は非常に無理があるのかなと思うのです。このことは次の機会にしようと思うのですが、一番気になるのが、これはなかなか皆さん言わないと思うのですが、障害のある子供たちはむしろその地域、その学級、その学校でしっかり少人数の中で、生徒同士がお互いに助け合うというほうがいいのかと思うのですが、それをまとめて南部地区、中部地区という形で、何百名という生徒を集めて受け入れるということはいかがなものかと。むしろそれは選別をされているということの中で、差別

意識が周りから出てきやしないかなという懸念が非常にあるわけですね。結局北谷高等学校がフューチャースクールという中で、普通クラスも一緒に設置するわけですね。そしたらそこへ進学しようという地域の子供たちが、私はどうなのかなと一非常に気になるわけです。ただ、それがどうなるかというのはもちろんわかりません。そういう懸念があるのですよ。ですからそれは地域の皆さんも、別にそれを受け入れるのが、そんなにだめだというわけではないが、そういう子供たちは地域ごとできちんと教育をしていけばいいのではないかと、いう北谷町長のお話などもありますので、この辺は私は再考をしたいと思います。これは意見だけ述べておきます。

本論はこれをやりたいと思っているのですが—81ページです。学校統合に関する陳情がございます。いろいろな皆さんからの御意見もありましたので、まずお伺いしたいと思うのですが、特に欧米諸国では、学校規模とか、あるいはクラス規模というのは、どういう流れになっているのでしょうか。

○狩俣智義務教育課長 初等教育—小学校を例に国際比較がございます。それによりますと、学校規模というのは、欧米では小さくなっているということがあります。例えば日本の場合、1997年のデータであります。平均の在籍数は331人でございます。一方、フランスが最も少なくても99人の学校があります。フィンランドが100人と、このような状況があります。

○奥平一夫委員 欧米でそういう小規模校、少人数学級という流れがある中で、教育長としてはこういう流れをどう見ますか。

○大城浩教育長 我が国が、例えば先進国と言われている国々と教育の投資についての—いわゆる経済協力開発機構—OECDの投資の比較をした場合に、たしか先進国の場合には5%でしたか、ところが日本は3%もいかない。そういう状況を見た場合にはかなり低いという個人的な感想を持っています。

○奥平一夫委員 それと同時に、やはり小規模学校とか少人数学級というのが、教育効果としてはかなり発揮しやすいということで、私もフィンランドであったりデンマークであったりを見てきたのですが、かなりの少人数で、本当に子供たちが伸び伸びと授業を受けていたのが非常に印象的であるのです。そういう意味では、本当に世界の流れは—例えばユネスコの文化統計を見ましても、かなりのところが少人数で、ギリシャもスペインもタイもかなり少人数なのですね。ペルーもロシアもそうですが—アメリカは少し日本に近いのですが、で

もアメリカもかなり規模が小さくなってきているというお話も聞いています。そういう意味で、本当に世界の流れに抗うような感じで、日本があくまでもそういう適正規模校というのをつくりながら統廃合を進めているということなのですが、これは必ずこうしなくてはならないということではなくて、できるだけ適正規模校にもっていきたいという国あるいは県の、こういう考え方があるだろうとは思いますが、ただ、今多くの委員の皆さんがおっしゃっているように、学校というのは地域の中で息づいて、子供たちも一緒に学んだり成長してきたというのがあると思うのですが、教育長としては学校と地域との関係性みたいなものを、どのように考えていらっしゃいますか。

○大城浩教育長 これはたしか教育基本法の第13条でしょうか、それにも改めて学校、そして家庭、地域社会の相互連携ということがうたわれてまいりまして、まさに学校といいますのは地域とともに生きていくといいますか、そういった視点での、今回の改めてのいわゆる教育基本法の第13条でしょうから、そういった意味では、地域での学校の存在は大変大きいものであると私なりに感じております。

○奥平一夫委員 先ほど教育長が、1973年の文部科学省の通達のお話をされていました。実はこれは日本の過疎法という中にも、小規模校の充実というのが明記されているということもあるわけです。読んでみますね。過疎地域活性化特別措置法、小規模の小学校及び中学校の教育の特殊事情にかんがみ、その教育の充実について適切な配置をするものとする—これは第20条です。と定めて、小規模学校の充実を明記するに至りましたとあるわけです。特に島嶼県の沖縄というのは離島がたくさんありますから、当然小規模校、あるいは複式学級というものがありますよね。ですからそういう意味では、やはり小規模校であってもきちんとやっていこうよという姿勢をむしろ県教育庁としては示すべきではないのかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○大城浩教育長 小規模校の持つ役割は当然私たちも承知しているつもりでございます。ただ、今回さまざまな社会的な背景といいますか—その中の一つといたしまして、少子化、そして入学者の状況等々いろいろな要因が絡まってきたことは本会議でも答弁したつもりでございます。決して小規模校の存在を否定するわけではございません。

○奥平一夫委員 ちなみに、沖縄県の学校というのは大規模、適正規模、小規

模、過小規模とありますが、これの割合はわかりますか。特に小規模校、過小規模校というのはどのぐらいあるのか、その割合も学校数も教えてください。

○狩俣智義務教育課長 小学校の場合、総数が274校であります。小規模校—12学級より小さい学校が125校、全体に占める割合が46%。過小規模校が—これは5学級以下の学校であります。68校。全体に占める割合が24.8%ということであります。中学校であります。中学校は学校総数155校、小規模校が88校—12学級より小さい学校であります。全体の57.0%。過小規模校—2学級以下ということですが、これは20校ございまして、全体の12.9%ということあります。

○奥平一夫委員 複式学級はどれぐらいありますか。

○狩俣智義務教育課長 複式学級が設置されている学校数であります。小学校で71校、全体の25.9%であります。中学校で20校、全体の12.9%ということあります。

○奥平一夫委員 今、狩俣義務教育課長が報告されたように、小規模校と過小規模校と合わせると70%ございますね。それから、複式学級も小学校で71クラス、中学校で20クラスということなのですね。県教育委員会の、小規模校を適正規模にするという計画の中で、これをみんな統廃合したら何校残りますか。何校残りますかではなくて、それはまだされていないからあれですが、これだけの規模の学校が適正ではないという判断をされるわけですよ。適正規模校になっていないと。だから問題があるだろうと。恐らくこの数年の間に全部統廃合してしまえという考え方ですか。どうでしょうか。そういう流れが進むのではないかと非常に懸念しているわけですね。

○狩俣智義務教育課長 先ほどの説明で若干訂正がございます。小学校で小規模校が46.0%、過小規模校24.8%と説明いたしました。その24.8%は小規模校に含まれるということで、大変失礼いたしました。中学校の場合も同様であります。過小規模校の12.9%が小規模校の57.0%の中に含まれるということあります。

ただいまの御質疑であります。小中学校の統廃合は、設置主体である市町村教育委員会のもとで、過疎化、少子化による社会の変化や教育的効果等を考慮して実施されるものというように承知をしてございます。市町村教育委員会

は学校や地域の現状、教育的効果を考慮するとともに、学校や地域とコンセンサスを図って、統廃合について慎重に進めていく必要があるというように県教育委員会としては考えております。

○奥平一夫委員 最後にお聞きしたいのですが、全国学力テストというのがありますね、これまでの。その中で、小規模校と適正規模校、あるいは大規模校と、この成績のぐあいというのは、どのようにつかんでいらっしゃいますか。

○狩俣智義務教育課長 特に相関というものは無いということでありまして。小規模だからいいとか、あるいは小規模だから悪い、大規模だから悪いというようなことは一学校によって異なるということでありまして。

○奥平一夫委員 そういう意味で、無理な統廃合で、小さいから統廃合するとかということにはならないと思うのですね。ですから教育的配慮と先ほど教育長がおっしゃったのですが一いろいろな変化と。これは全く当てはまらない。つまり学力テストをしても、小規模だろうが過小規模だろうが適正規模だろうがほとんど同じということを一実はこれはデータがあるのですが、ほとんどそういうデータを示しているわけですね。ですからそういう意味では、例えば今宮古島市、あるいはうるま市でも起こりましたが、そこで起こっている統廃合というのは根拠が全くない。何が根拠かといいますと財政問題、詰まるところは、と思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次回は、明 12月13日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇